

評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

(評価専担組織としての総務省が行う政策の評価)

表 18 - 1 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関する計画の策定状況

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省（以下「総務省」という。ただし、「法第 2 条の「行政機関」としての総務省」と注記したものを除く。）は、法第 12 条において、（ ）各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価を行う（第 1 項）とともに、（ ）各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う（第 2 項）ものとされている。これらの評価に関しては、法第 13 条第 1 項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の 3 年間についての法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定による評価に関する計画を定めなければならないとされており、また、法第 13 条第 2 項において、この計画で定めなければならない事項が掲げられている。

総務省は、平成 20 年度以降の 3 年間についての政策の評価に関する計画を、平成 20 年 4 月策定の「行政評価等プログラム」において次のとおり定め、法第 12 条の規定に基づく評価を重点的かつ計画的に実施することとしている。

計画の名称	行政評価等プログラム	
計画の主な規定内容	<p>評価の実施に関する基本的な方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各行政機関の政策について、統一性を確保するための評価（統一性確保評価）及び総合性を確保するための評価（総合性確保評価）について重点的かつ計画的に実施する。 各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点からの取組を推進する。
	<p>平成 20 年度から 22 年度までの 3 年間に実施する評価のテーマ</p>	<p>総合性確保評価</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオマスの利活用に関する政策評価 児童虐待の防止等に関する政策評価 科学技術駆動型の地域経済発展に関する政策評価
	<p>平成 20 年度に実施する評価のテーマ</p>	<p>総合性確保評価</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオマスの利活用に関する政策評価 <p>既に実施中のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価 自然再生の推進に関する政策評価 配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価 外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価
	<p>評価の実施に関する重要事項</p>	<p>評価の実施に当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を踏まえる。</p> <p>政策の評価と行政評価・監視との連携を図り、両者を効果的かつ効率的に進める。</p> <p>政策の評価の質の更なる向上等を図るため、分析手法等の調査、研究等を推進する。</p> <p>統一性又は総合性を確保するための評価の結果を踏まえて各行政機関が講じた政策の見直し・改善状況について、フォローアップを的確に実施する。</p>

なお、「行政評価等プログラム」は、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成 21 年度以降 3 年間で実施する予定の政策評価テーマ等については、平成 21 年 4 月策定の平成 21 年度の「行政評価等プログラム」において定め、公表している。また、これらのテーマについては、国民からの意見・要望を広く求めている。

(http://www.soumu.go.jp/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)

(統一性又は総合性を確保するための評価)

表 18 - 2 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況及びこの結果の政策への反映状況(総括表)

(1) 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況

平成 20 年度において、総務省は、「行政評価等プログラム」に基づき、総合性を確保するための評価(以下「総合性確保評価」という。)として、新規及び継続の 5 テーマについて評価を実施した。これらのテーマのうち、「自然再生の推進に関する政策評価」については平成 20 年 4 月に、「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価」については 21 年 3 月に、それぞれ評価書を作成し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関に勧告し、評価書とともに公表した。(これらの概要については、表 18 - 3 (1) ア参照)

その他の 3 テーマ(「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価」、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」及び「バイオマスの利活用に関する政策評価」)については、平成 21 年度において、前年度に引き続き調査・分析することとしており、評価書を作成次第、その公表等を行うこととしている(その概要については、表 18 - 3 (1) イ参照)

(2) 評価の結果の政策への反映状況

平成 18 年度から 20 年度において評価結果を取りまとめた次の 4 テーマについては、評価の結果の政策への反映が図られている(その概要については、表 18 - 3 (2) 参照)

評価の種類	評価の結果の政策への反映件数	テーマ名
総合性確保評価	4	自然再生の推進に関する政策評価 P F I 事業に関する政策評価 リサイクル対策に関する政策評価 少年の非行対策に関する政策評価

(統一性又は総合性を確保するための評価)

表 18 - 3 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況及びこの結果の政策への反映状況(個表)

(1) 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況

ア 平成 20 年度に実施した政策評価テーマのうち、「自然再生の推進に関する政策評価」及び「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価」については、法第 16 条及び第 17 条第 1 項の規定に基づき、評価書を作成し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関に勧告し、評価書とともに公表した。

テ - マ 名	自然再生の推進に関する政策評価(総合性確保評価) (勧告・公表日:平成 20 年 4 月 22 日)
関係行政機関	農林水産省、国土交通省、環境省
評価結果の概要	
<p>評価の観点 自然再生推進政策について、関係行政機関による各種施策がどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p>評価の結果</p> <p>(1) 自然再生の推進政策の効果の発現状況 平成 15 年度から 17 年度までに国及び地方公共団体が実施した自然再生事業は、353 事業以上となっているが、これらの事業の実施に併せて、自然再生を目的として多様な主体が参加して設置された協議会は平成 19 年 3 月末現在 87 協議会で、このうち、法定外協議会が 69 協議会と約 8 割を占める一方、法定協議会は 18 協議会と約 2 割となっている。また、法定協議会の中には、調査途上において解散した法定協議会やとんざした法定協議会がみられる。</p> <p>(2) 法制度の周知状況 法定外協議会に参加している地方公共団体の中には、法制度の内容を十分に承知していない状況が認められる。また、意識等調査の対象とした自然再生活動を行う NPO 法人及び住民等の 64.1% は、自然再生推進法(以下本表において「法」という。)に基づき、実施者からの相談に応じるための相談窓口が設置されていることを承知していない。</p> <p>(3) 法定協議会及び法に基づく自然再生事業の現状 法定協議会は、法定協議会設置の発意から協議会の運営に至るまで、国又は地方公共団体の主導により自然再生事業が実施されており、法が想定している地域の多様な主体のうち、地域住民、NPO 法人等の主導により自然再生事業が実施されている状況はほとんどみられない。</p> <p>(4) 法定協議会の組織化及び運営方法 法定協議会は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO 法人、自然環境専門家など地域の多様な主体が参加しているものの、多様な主体が多数参加することなどにより合意形成に長期間を要するなどのあい路がみられ、自然再生事業が進捗よくしていない傾向がみられる。</p> <p>(5) 自然再生の目標の設定状況 自然再生の目標については、達成すべき水準が具体的に特定されていない場合、自然再生事業の実施後のモニタリングにおいても、目標に照らして事業が適切なものとなっているか、目標がどの程度達成されているかなど、科学的な検証が困難である。19 法定協議会のうち、全体構想を作成している 15 協議会における目標の設定状況をみると、すべての協議会において事前調査等を基に具体的な目標が設定されているが、このうち 7 協議会(46.7%)では、達成すべき水準が具体的に特定された目標となっておらず、事業実施後のモニタリング等において目標の達成度合いを測定することができるものとなっていない。</p> <p>(6) 自然環境専門家の知見の活用状況 調査した 19 法定協議会すべてに自然環境専門家が参加しており、協議会において、科学的知見に基づく専門的な協議に当たって自然環境専門家を中心とした分科会等を設置することにより事業が</p>	

進ちょくしている状況がみられた。しかし、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置している法定協議会は、19 協議会のうち7 協議会（36.8%）と少ないものとなっている。

(7) 自然再生推進会議及び地方ブロック会議の開催状況

ア 主務省は、推進会議を毎年度1 回開催することとしているが、平成16 年度及び18 年度は開催されておらず、また、会議内容をみると、地方出先機関相談窓口ネットワークの設置、地方ブロック会議の開催などについての申合せが行われるなど一定の成果はみられるものの、具体的な連絡調整は、平成17 年度の推進会議において行われたのみとなっている。

イ 地方ブロック会議は、各地区において、毎年度1 回開催することとされているが、平成17 年度には業務多忙などの理由から2 ブロック会議が開催されておらず、また、会議の内容は、参加行政機関の自然再生に係る取組状況の紹介など情報提供にとどまっている。

(8) 自然再生専門家会議の開催状況

主務大臣は、法定協議会から実施計画の写し及び全体構想の写しの送付を受けたときは、実施者に対し実施計画に関する必要な助言をすることができることとされ、助言をする場合において、専門家会議の意見を聴くものとされている。しかし、平成19 年3 月末現在、主務大臣による助言実績がないことから、開催された専門家会議においては、各法定協議会が作成した実施計画の報告が行われ意見を聴取しているが、これらの意見等が各法定協議会の実施計画に十分反映されるものとなっていない。

(9) 相談窓口の利用状況

主務省は、実施者からの相談に応じるため73 地方出先機関に相談窓口を設置している。このうち、相談窓口における受付件数を把握している68 機関の利用状況をみると、平成15 年度から18 年度までの4 年間に受け付けた相談件数は全国で計16 件とわずかなものとなっている。

(10) 自然環境学習の振興のための措置状況

ア 国及び地方公共団体は、自然再生に関して行われる自然環境学習の振興のために必要な措置を講ずるものとされており、自然環境学習の推進に関する支援の実施状況をみると、国及び地方公共団体が支援を行っている法定協議会は19 協議会のうち6 協議会（31.6%）と少ないものとなっている。

イ 全体構想の対象となる区域で自然環境学習を実施しようとする者は、実施計画において、対象となる区域における具体的な自然環境学習プログラムを整備するよう努めることとされている。

19 法定協議会のうち実施計画を作成している協議会は8 協議会であり、この8 協議会において12 の実施計画が作成されているが、実施計画において自然環境学習について記載があるものは9 計画（75.0%）で、残りの3 計画（25.0%）は、自然環境学習について記載がないものとなっている。

勧告

主務省は、今後の自然再生推進政策を効果的に推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

(1) 法に基づく自然再生事業の在り方・方法等の見直し

法に基づく自然再生事業において、法定協議会の設置等の事業の立上げ時点における支援の充実・強化を図ることなどにより、法に基づく自然再生事業とすることの意義・メリットをいかし、地域住民、NPO 法人等が実施者となって主体的・継続的に取り組むことができるようにすること。

(2) 法定協議会の運営方法等の見直し

法定協議会の効果的・効率的な運営、法に基づく自然再生事業の適切な実施を図る観点から、次の事項を実施すること。

ア 法定協議会において、地域が自然再生の実現に向けて長期的・継続的に取り組むための円滑な合意形成が図られるよう、参加者の確保及び合意形成の方法について必要な情報提供などの支援を行うこと。

イ モニタリング等において科学的な検証が可能となる目標を設定することができるよう、目標の設定方法についての情報や目標の設定に必要な自然環境データを提供すること等必要な措置を講ずること。

ウ 科学的知見に基づく専門的な協議の実施において、自然環境専門家の知見を十分に活用した分科会等を設置するなどにより効果的に進めている事例を収集し、これらの情報を提供すること。

また、法定協議会からの要請に応じて必要な自然環境専門家を紹介するなどの支援を行うこと。

(3) 国の支援の充実等

自然再生を総合的、効果的かつ効率的に推進する観点から、次の事項を実施すること。

ア 自然再生推進会議及び地方ブロック会議における関係省庁間の連絡調整の充実を図ること。

また、自然再生専門家会議については、同会議が地域の法定協議会の効果的な取組に向けての支援を行うことができるようにするなど、有効に活用されるよう必要な措置を講ずること。

イ 地域住民、地域で活動するNPO法人等が実施者となって行う自然再生を推進するため、相談窓口の周知を含め、地域における自然再生に関する普及啓発活動を推進すること。

ウ 自然再生をいかした自然環境学習が効果的に実施されるよう、自然環境学習プログラムの具体的な例を情報提供するなどの支援を充実すること。

(注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

2 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。
(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html)

テマ名	外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価（総合性確保評価） （勧告・公表日：平成21年3月3日）
関係行政機関	法務省、国土交通省
評価結果の概要	
<p data-bbox="292 347 422 376">評価の観点</p> <p data-bbox="268 385 1434 459">外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策について、関係行政機関による各種施策がどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p data-bbox="292 504 422 533">評価の結果</p> <p data-bbox="268 542 1434 660">(1) 外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策の目標達成状況 外国人旅行者数は、目標の1,000万人に向け順調な増加を続けてきたが、今後も世界的な金融市場の混乱、景気の後退等が続けば、目標達成が困難となる可能性もある。</p> <p data-bbox="268 667 1434 974">(2) 外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策に係る施策 ア 外国人の訪日促進 ビジット・ジャパン・キャンペーン（以下「VJC」という。）事業や査証免除措置等の施策等もあり、東アジア諸国を中心に外国人旅行者数の大幅な増加をもたらしており、政策効果があったものと認められる。ただし、平成20年8月以降は、世界的な金融市場の混乱、景気の後退等により外国人旅行者数は対前年同月比で減少に転じており、従来のような外国人旅行者数の増加が望めないことも考えられる。今後は、的確な事業評価、検証を踏まえた、より効果的・効率的な施策・事業の実施が必要となっている。</p> <p data-bbox="331 981 1434 1254">(ア) 情報発信（宣伝）・誘客事業による外国人旅行者数の増加 VJC事業については、目標達成に向けた施策として、一定の有効性が認められる。外国人旅行者数の動向は、景気や為替変動等の外部要因に大きく影響されており、東アジア諸国については、好況期等にVJC事業を実施したことで相乗的な効果が得られているものとみられる。 VJC事業の効果的・効率的な実施という観点からみると、事業の広域化・複合化、外国人受入環境の整備状況等事業対象地域の選定に当たって勘案すべき要素の明確化、VJC事業評価結果の反映等が不十分となっている。</p> <p data-bbox="331 1261 1434 1579">(イ) 出入国手続の円滑化等 入国手続のための最長審査待ち時間は、平成20年8月以降、外国人旅行者数の減少等により、短縮傾向にあるものの、20年における「最長審査待ち時間を20分以下にする」との目標の達成状況をみると、主要4空港では、成田及び中部空港においては、目標を達成している月が2割程度となっており、羽田及び関西空港では、どの月においても達成していない（月平均最長審査待ち時間）。また、主要4空港以外の空港では、目標を達成しているのは、4割程度の空港となっている（年平均最長審査待ち時間）。プレクリアランス（事前確認）等の施策を講じているが、その実績数からみると待ち時間短縮への発現効果は全体からみればわずかとみられる。</p> <p data-bbox="308 1585 1434 1691">イ 魅力ある観光地づくり 旅行費用の低廉化の取組は進展しつつあるが、接遇の向上については、外国語による十分な対応ができておらず、魅力ある観光地づくりは十分とは言えない。</p> <p data-bbox="308 1697 1434 1937">〔外国人旅行者に対する接遇の向上〕 交通事業者等は積極的だが、宿泊業者及び市区町村は消極的である。また、ビジット・ジャパン（以下「VJ」という。）案内所及び通訳案内士の数は順調に増加しているものの、外国語による接遇を行っていない地方公共団体案内所が多数存在するとともに、通訳案内士の活動機会の拡大は不十分である。総じて、外国人旅行者に対する接遇の向上という政策効果の発現の程度は低いと言える。</p> <p data-bbox="331 1944 1434 2092">(ア) 観光関連事業者の接遇の向上 観光庁長官が指定した区間がある交通事業者等は、外国語等による情報提供を積極的に行っているが、宿泊業者及び外客来訪促進地域にある市区町村では、接遇の向上のための取組に消極的であるなど、観光関連事業者による接遇の向上という政策効果の発現の程度は、交通事業者等を</p>	

除き、総じて低いと言える。

- a 宿泊業者における外国人旅行者の受入状況をみると、外国語対応ができないこと等から、宿泊業者の大半を占める中小規模の宿泊業者のうち一部で受入れが消極的である。
- b 8割弱の登録ホテル・旅館で外国人旅行者を受け入れているが、そのうち4割強の登録ホテル・旅館では、外国語による接遇を行っていないことなどから、登録制度の創設の趣旨からはかい離した実態となっており、外国人旅行者の受入促進に必ずしも有効に機能していない。
- c 外客来訪促進地域にある市区町村の多くが外国人旅行者の受入促進事業の実施に消極的であり、外客来訪促進地域にある市区町村の役割が十分に果たされているとは言えない。

(イ) 観光案内所の充実強化

今後、VJ案内所数が目標の300か所に到達するためには、85か所増加する必要があるが、地方公共団体案内所のうち外国語による接遇を行っているものが約150か所あり、これらの地方公共団体案内所が指定を受けると仮定すれば、目標数に達するとみられる。

また、外国語による接遇を行っていない6割強の観光案内所のうち4割弱は外国人旅行者の利用が増えていることから、地方公共団体案内所に対する外国語による案内業務のための補完措置（電話通訳等）を推進すれば、観光案内所の充実強化は更に図られる。

(ウ) 通訳案内士の増加等

通訳案内士の登録者数は、試験制度見直し後の年平均増加数（975人）を維持できれば、目標の達成は可能とみられるが、我が国・地域の魅力を正確かつ適切に伝える通訳案内士の活動機会の拡大は不十分であり、通訳案内士制度が十分に機能しているとは言えない。

勧告

- (1) 国土交通省は、VJC事業をより効果的・効率的に実施するため、次の措置を講ずること。

事業の広域化、複合化を推進するため、事業をより戦略的に実施すること。

各国・地域の旅行市場において求められている日本への旅行ニーズ、外国人受入環境の整備状況等選定に当たって勘案すべき要素を明確にした上で、ツアー造成等の成果が期待できる国内地域を事業対象地域として選定すること等。

- (2) 法務省は、出入国手続の円滑化等を促進するため、次の措置を講ずること。

入国審査が著しく集中する空港及び時間帯等において、待合スペースや審査ブース数等の施設の条件に応じて、審査ブース及び入国審査官の配分（配置）が最適であるかについて更に検証し、その上で入国審査の待ち時間を短縮するために一層の機動的な運用を行うこと。

航空会社に対し、出入国記録カードが適切に記載されるよう一層の協力依頼を行うとともに待ち時間情報を提供すること。

- (3) 国土交通省は、外国語による接遇の向上のため、次の措置を講ずること。

中小規模の宿泊業者が外国人旅行者を積極的に受け入れることで、多様化する観光の選択肢に応えることになり、また、受入環境の整備に大いに寄与することとなることから、一部の中小規模の宿泊業者が受入れに消極的である原因を分析するとともに、積極的に外国人旅行者を受け入れている中小規模の宿泊業者の推奨事例の情報を提供すること。

国際観光の振興に寄与することを目的として導入されたホテル・旅館の登録制度を、外国人旅行者の受入促進に有効に機能させる観点から、一部の登録ホテル・旅館において外国語による接遇を行っていない原因を分析し、ホテル・旅館の登録制度を有効に機能させるための必要な措置を講ずること。

- (4) 国土交通省は、観光案内所の充実強化のため、国際観光振興機構と連携し、外国人旅行者の利用が増えているVJ案内所以外の地方公共団体案内所に対して、外国語対応等、支援方策について検討すること。

- (5) 国土交通省は、我が国・地域の魅力を正確かつ適切に伝えるため、通訳案内士について、通訳案内士の活動機会の拡大が不十分となっている原因を分析し、通訳ガイド検索システムへの掲載の推進等通訳案内士の活動機会が一層拡大されるような施策を検討すること等。

(注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

2 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。
(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html)

イ 次のテーマについては、平成 21 年度において、前年度に引き続き調査・分析することとしており、評価書を作成次第、その公表等を行うこととしている。

テーマ名	世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価（総合性確保評価）
評価計画の概要	
<p>目的</p> <p>地球温暖化問題や大気汚染等の生活環境問題の解決が急務となっている中で、21 世紀にふさわしい環境負荷の小さい自動車社会を構築し、もって環境制約を成長要因に転じていくため、新しい技術の活用等により、著しく環境負荷の低減した低公害車の普及が喫緊の課題となっている。</p> <p>こうした中で、平成 13 年 7 月、経済産業省、国土交通省及び環境省は、「低公害車開発普及アクションプラン」を策定し、「実用段階にある低公害車を平成 22 年度までのできるだけ早い時期に 1,000 万台以上、燃料電池自動車を平成 22 年度に 5 万台普及」を目標として設定した。</p> <p>平成 16 年度からは、この普及台数を政策目標とした政策群（民間の潜在力を最大限引き出すための制度改革、規制改革等の施策と予算の組合せ）として、総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省の 4 省において、より少ない財政負担で、民間需要・民間資金等を誘発するなど、民間活力を最大限に引き出すための取組が推進されている。</p> <p>この政策評価は、世界最先端の「低公害車」社会の構築のための政策のうち、政策群の手法を活用した政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものである。</p> <p>主な調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 「低公害車」社会の構築に係る推進政策の現況 「低公害車」社会の構築に係る推進政策の効果の発現状況 <p>調査対象機関</p> <p>総務省、経済産業省、国土交通省、環境省、地方公共団体、関係団体、事業者等</p>	

(注) 本計画の概要中の「総務省」は、法第 2 条の「行政機関」としての総務省である。

テーマ名	配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）
評価計画の概要	
<p data-bbox="293 275 344 304">目的</p> <p data-bbox="268 315 1434 649">配偶者からの暴力は、家庭内において行われるため潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに暴力が激化し被害が深刻化しやすいという特性がある。また、被害者は多くの場合女性である。このようなことから、平成 13 年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）が制定され、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を図ることとされた。さらに、被害者の自立支援の明確化等の観点から、16 年に同法の一部改正が行われ、国は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、都道府県は基本方針に即して当該都道府県における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を定めることとされた。</p> <p data-bbox="268 658 1434 840">現在、国及び地方公共団体においては、都道府県の配偶者暴力相談支援センター、警察、婦人相談所等による被害者の相談・指導・保護等や、警察による加害者の検挙、福祉事務所やハローワーク等による被害者の自立支援等の取組が進められており、その結果、相談件数や被害者の一時保護人数が増加している。また、基本方針は平成 16 年 12 月に策定され、基本計画は 19 年 4 月現在、すべての都道府県で策定されている。</p> <p data-bbox="268 848 1434 965">この政策評価は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものである。</p> <p data-bbox="293 1023 443 1052">主な調査項目</p> <ul data-bbox="316 1066 1158 1142" style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策の現況 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策の効果の発現状況 <p data-bbox="293 1200 443 1229">調査対象機関</p> <p data-bbox="293 1243 1345 1321">内閣府、国家公安委員会・警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、都道府県、都道府県警察、市町村、関係団体等</p>	

(注) 本計画の概要中の「総務省」は、法第 2 条の「行政機関」としての総務省である。

テーマ名	バイオマスの利活用に関する政策評価（総合性確保評価）
評価計画の概要	
<p data-bbox="293 275 344 304">目的</p> <p data-bbox="268 315 1425 461">近年、持続的に再生可能な資源として、「バイオマス」（再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。食品廃棄物（生ごみ等）、家畜排せつ物等の廃棄物系バイオマス、林地残材、農作物非食用部（稲わら、もみ殻等）の未利用バイオマス、資源作物等）が注目されており、世界各国において、その利活用に向けた様々な取組が進められている。</p> <p data-bbox="268 468 1425 763">我が国においては、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、競争力ある新たな戦略的産業の育成及び農林漁業、農山漁村の活性化に向けて、バイオマスの利活用に関する具体的目標や基本的戦略を盛り込んだ「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成 14 年 12 月 27 日閣議決定）が策定された。その後、平成 17 年 2 月に京都議定書が発効し、実効性のある地球温暖化対策の実施が喫緊の課題となるなど、バイオマスの利活用をめぐる情勢が変化したことから、上記総合戦略の見直しが行われ、18 年 3 月に新たな「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）が策定された。現在、関係府省において、新たな総合戦略に基づき、バイオマスの利活用に関する各種取組が進められている。</p> <p data-bbox="268 770 1425 916">しかしながら、バイオマスの利活用状況（平成 19 年）をみると、林地残材は 98% が利用されておらず、食品廃棄物や農作物非食用部についても 70% 以上が利用されていない。また、国内で発生する廃棄物全体の 56%（平成 17 年度）を占める廃棄物系バイオマスの循環利用率は 16% にとどまっているなどの状況がみられる。</p> <p data-bbox="268 922 1425 1032">この政策評価は、バイオマスの利活用に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものである。</p> <p data-bbox="293 1088 443 1120">主な調査項目</p> <ul data-bbox="316 1128 903 1205" style="list-style-type: none"> バイオマスの利活用に関する政策の現況 バイオマスの利活用に関する政策の効果の発現状況 <p data-bbox="293 1261 472 1292">調査等対象機関</p> <p data-bbox="293 1301 1190 1384">内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、都道府県、市町村、関係団体等</p>	

(注) 本計画の概要中の「総務省」は、法第 2 条の「行政機関」としての総務省である。

(2) 評価の結果の政策への反映状況

平成 20 年度に評価の結果を取りまとめた「自然再生の推進に関する政策評価」並びに 19 年度に評価の結果を取りまとめた「PFI 事業に関する政策評価」及び「リサイクル対策に関する政策評価」について、評価の結果の政策への反映状況は下記アのとおりである。また、18 年度に評価の結果を取りまとめた「少年の非行対策に関する政策評価」についての前回報告の状況及びその後の状況は下記イのとおりである。

ア 評価の結果の政策への反映状況

テ ー マ 名	自然再生の推進に関する政策評価（総合性確保評価） （勧告・公表日：平成 20 年 4 月 22 日）
関係行政機関	農林水産省、国土交通省、環境省

（注）「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果
<p>評価の観点 自然再生の推進政策が、自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号）（以下本表及び下表において「法」という。）及び自然再生基本方針（平成 15 年 4 月 1 日閣議決定）（以下本表及び下表において「基本方針」という。）に照らして、どの程度効果を上げているかなど総合的な観点から全体として評価を実施</p> <p>評価の結果 当省が実施した意識等調査、実地調査等の結果をみると、平成 14 年に法が制定されたことを契機として、国や都道府県が実施する自然再生事業数の増加、法定協議会及び法定外協議会数の増加、自然再生活動を行っている NPO 法人数の増加、自然環境学習の実施回数の増加など、多様な主体による自然再生への取組・参加が増加している状況がみられることから、法の制定による一定の効果がみられた。</p> <p>しかしながら、法定外協議会の設置数、国、地方公共団体及び NPO 法人による自然再生事業数の増加傾向にあるにもかかわらず、法定協議会の設置は必ずしも十分に進んでいるとはいえない、法に基づく自然再生事業は、1 法定協議会を除いてすべて公共事業として実施されているものであり、地域住民や NPO 法人等が主導し実施者となって、法に基づく自然再生事業を実施している状況はほとんどみられない、法定協議会は、法及び基本方針に基づき協議会の運営を行っているが、自然再生事業の進ちょく状況をみると、必ずしも効率的・効果的な協議会の運営となっていない、国が設置した推進会議及び地方ブロック会議は、自然再生を総合的、効率的かつ効果的に推進する上で関係省庁間における連絡調整が十分なものとなっていない、専門家会議は、地域の法定協議会の効果的な取組への支援を十分に行うことができるようになっていない、法定協議会に対する国及び地方公共団体における各種支援・措置は、法定協議会を設置しようとする十分なインセンティブとなっていないなどの課題が認められ、自然再生推進政策を一層推進し、その効果を発現させるためには、これらの課題の解消が必要となっている。</p>

下表は、平成 20 年 12 月 2 日に環境省が、同年 11 月 28 日に農林水産省が、同年 12 月 3 日に国土交通省がそれぞれ回答したものについて、21 年 3 月末現在で補正したものである。

勧告	政策への反映状況
<p>主務省は、今後の自然再生推進政策を効果的に推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>1 法に基づく自然再生事業の在り方・方法等の見直し 法に基づく自然再生事業において、法定協議会の設置等の事業の立上げ時点における支援の充実・強化を図ることなどにより、法に基づく自然再生事業とすることの意義・メリットをいかし、地域住民、NPO 法人等が実施</p>	<p>【環境省、農林水産省、国土交通省】 自然再生専門家会議、地域の自然再生協議会等から意見を伺い、地域の自然再生の取組の効果的な推進、生態系の保全・再生の重要性の強調、全国的・国際的視点の強化、学習・研究の推進等の観点から、基本方針の見直しを実施（平成 20 年 8 月 5 日～9 月 3 日にパブリックコメントを実施）し、その結果を反映した新基本方針を決定（平成 20 年 10 月 31 日閣議決定）</p>

勧告	政策への反映状況
<p>者となって主体的・継続的に取り組むことができるようにすること。</p> <p>2 法定協議会の運営方法等の見直し</p> <p>法定協議会の効果的・効率的な運営、法に基づく自然再生事業の適切な実施を図る観点から、次の事項を実施すること。</p> <p>法定協議会において、地域が自然再生の実現に向けて長期的・継続的に取り組むための円滑な合意形成が図られるよう、参加者の確保及び合意形成の方法について必要な情報提供などの支援を行うこと。</p> <p>モニタリング等において科学的な検証が可能となる目標を設定することができるよう、目標の設定方法についての情報や目標の設定に必要な自然環境データを提供すること等必要な措置を講ずること。</p> <p>科学的知見に基づく専門的な協議の実施において、自然環境専門家の知見を十分に活用した分科会等を設置するなどにより効果的に進めている事例を収集し、これらの情報を提供すること。</p> <p>また、法定協議会からの要請に</p>	<p>新基本方針において、国は、協議会等に対する技術的支援を行うため必要に応じて自然再生専門家会議を開催すること、協議会の設立や協議会間の情報交換、地域住民・民間団体等が行う自然再生活動等への支援を行うこと、地方公共団体と協力して自然再生の推進に努めることなどを追加</p> <p>法の具体的活用事例等を掲載したパンフレット「自然再生を進めるために」(以下、「運用パンフレット」という。)を作成し、自然再生協議会の設立を検討している地域等へ配布することによる普及啓発を実施</p> <p>【環境省】</p> <p>「自然再生活動推進費」により、地域の自然環境に関する情報収集や自然再生の普及啓発等を引き続き実施</p> <p>また、平成 21 年度に向けて、自然再生協議会の設立・技術的支援を行うための事業内容を追加</p> <p>環境省ホームページ、パンフレット等を用いて、自然再生についての普及啓発を引き続き実施</p> <p>【環境省、農林水産省、国土交通省】</p> <p>運用パンフレットにおいて、協議会の組織化及び運営に当たっての工夫事例を掲載し、必要な情報提供を実施</p> <p>自然再生協議会情報連絡会議を開催し、合意形成や参加者確保に向けた取組に関する課題への対応状況などについて、協議会レベルでの情報交換を実施</p> <p>(参考)</p> <p>西日本：平成 20 年 11 月 5 日～ 6 日、広島市(八幡湿原)</p> <p>東日本：平成 21 年 1 月 20 日～ 21 日、三鷹市(野川)</p> <p>【環境省、農林水産省、国土交通省】</p> <p>基本方針の見直しを行い、新基本方針において、自然再生の目標については、持続的に良好な状態を維持することが技術的にも社会経済的にも可能な自然環境を目標として設定すること、その中で、自然の復元力やサイクルを踏まえた持続可能性を考慮して、長期及び短期の目標を設定することが重要であること、目標は、わかりやすく、出来る限り具体的なものとする必要があり、その設定方法として、自然再生事業の対象地の自然環境の変遷の分析を踏まえて検討を行い、過去の特定の時期の状況を目標とする、あるいは地域の特徴的な種や生態系の状態に着目して目標を設定することなどを追加</p> <p>運用パンフレットにおいて、目標設定の考え方や具体例を記載し、目標の設定方法に関する情報提供を実施</p> <p>【環境省、農林水産省、国土交通省】</p> <p>基本方針の見直しを行い、新基本方針において、国は、協議会等に対する技術的支援を行うため、協議会の設立や協議会間の情報交換、地域住民・民間団体等が行う自然再生活動等への支援を行うとともに、地方公共団体と協力して自然再生の推進に努めることを追加</p> <p>自然再生協議会情報連絡会議を開催し、分科会等の設</p>

勧告	政策への反映状況
<p>応じて必要な自然環境専門家を紹介するなどの支援を行うこと。</p> <p>3 国の支援の充実等 自然再生を総合的、効果的かつ効率的に推進する観点から、次の事項を実施すること。 自然再生推進会議及び地方ブロック会議における関係省庁間の連絡調整の充実を図ること。</p> <p>また、自然再生専門家会議については、同会議が地域の法定協議会の効果的な取組に向けての支援を行うことができるようにするなど、有効に活用されるよう必要な措置を講ずること。</p> <p>地域住民、地域で活動するNPO法人等が実施者となって行う自然再生を推進するため、相談窓口の周知を含め、地域における自然再生に関する普及啓発活動を推進すること。</p>	<p>置事例や課題への対応状況などについて、協議会レベルでの情報交換を実施 運用パンフレットにおいて、分科会の設置事例等を掲載し、効果的に自然再生を進めている事例等の情報提供を実施</p> <p>【環境省】 自然再生活動推進費の平成 21 年度予算において、地域の自然再生協議会へ自然再生専門家会議委員の派遣や他の自然再生協議会からの講師派遣等を行い、技術的な課題の解決に向けた取組を進めるための事業内容を追加</p> <p>【環境省、農林水産省、国土交通省】 平成 20 年 3 月 27 日、自然再生推進会議を開催し、法及び基本方針の見直しについて検討を実施 また、20 年 10 月 23 日、自然再生推進会議を開催し、関係省庁で基本方針の変更案について、最終確認等を実施 地方支分部局に対し、「自然再生の推進のための地方ブロックにおける連絡調整の充実について」(平成 20 年 7 月 18 日付け事務連絡)を発出し、各地方ブロック会議において設置要領を作成すること、必要に応じて自然再生協議会構成員等を参加させること、連絡調整の内容を強化すること、会議開催を徹底することについて、要請</p> <p>【環境省】 平成 20 年 10 月 17 日に開催した「地方環境事務所長会議」等において、自然再生の推進に向けて、関係省庁の地方支分部局との連携強化について要請</p> <p>【環境省、農林水産省、国土交通省】 新基本方針において、国は、協議会等に対する技術的支援を行うため必要に応じて自然再生専門家会議を開催することを追加 平成 20 年 9 月 17 日～18 日、自然再生専門家会議が、阿蘇草原再生協議会再生事業対象地区の現地調査を行い、協議会関係者との意見交換、学術的観点からの指導等を実施</p> <p>【環境省】 自然再生活動推進費の平成 21 年度予算において、自然再生専門家会議委員が地域の協議会へ継続的に指導・助言できるよう事業内容を追加</p> <p>【環境省、農林水産省、国土交通省】 運用パンフレットにおいて、相談窓口の目的や設置状況を掲載し、相談窓口の周知・普及啓発を実施 なお、環境省、農林水産省及び国土交通省ホームページにおいて、相談窓口を周知するほか、自然再生専門家会議の資料・議事録の公開、全国的な自然再生の取組状況の公表等を引き続き実施</p> <p>【環境省】 自然再生活動推進費により、自然再生の取組を進める地域におけるワークショップやセミナー開催など自然再生の推進に向けた普及啓発活動を引き続き実施</p>

勧告	政策への反映状況
<p>自然再生をいかした自然環境学習が効果的に実施されるよう、自然環境学習プログラムの具体的な例を情報提供するなどの支援を充実すること。</p>	<p>平成 21 年度予算において、自然再生専門家会議委員や他の協議会からの講師派遣等により、地域レベルでの課題解決に向けた取組を支援するための事業内容を追加</p> <p>平成 20 年 10 月 17 日に開催した「地方環境事務所長会議」等において、自然再生の推進に向けて、各地域における自然再生に関する普及啓発活動の推進等を要請</p> <p>【環境省、農林水産省、国土交通省】</p> <p>基本方針の見直しを行い、新基本方針において、学校教育における環境教育の充実を図るとともに、国民ひとりひとりの環境保全への意識の高まりに応えるよう、家庭、学校、地域、企業などにおける生涯にわたる質の高い環境教育・学習の機会の多様化を図ることが重要であること、様々な形の環境教育・学習を進める際に、自然再生事業を実施している地域が積極的に活用されるようにしていくことが大切であること、そのため、学校教育機関及び研究機関、博物館及び公民館等の社会教育施設など、地域の関係機関との協力と連携を強化する必要があることなどを追記</p> <p>運用パンフレットにおいて、自然環境学習の意義や自然再生事業地を活用した自然環境学習の取組方法の事例を情報提供し、効果的な自然環境学習を推進</p> <p>自然再生協議会情報連絡会議を開催し、自然環境学習の取組内容や課題への対応状況などについて、協議会レベルでの情報交換を実施</p>

(注) 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。
(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html)

テーマ名	P F I 事業に関する政策評価（総合性確保評価） （勧告・公表日：平成 20 年 1 月 11 日）
関係行政機関	内閣府

（注）「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果
<p>評価の観点 P F I の推進施策が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）の目的や基本方針に照らして、どの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価を実施</p> <p>評価の結果 調査対象事業 163 件のうち、V F M (Value For Money) の額及び V F M 率の見込みが判明した 106 件（事業が終了した 1 件を含む。）の合計で約 2,726 億円、約 20.3% の公的財政負担の縮減が見込まれており、今後、P F I 事業が適切に推進されれば、相当の効果が発現するものと考えられる。</p> <p>しかし、P F I 事業の各実施段階において、以下のとおりの問題・課題が認められ、その解消が必要となっている。</p> <p>【事業実施段階における問題・課題】</p> <p>V F M について、（ ）公共施設等の管理者の V F M 算出に関する知識・ノウハウが不十分なため、コンサルタントが算出した V F M を十分チェックしていないものが 16 件ある、（ ）V F M の算出のために必要な従来の公共事業と P F I による公的負担額を公表しているものは 26 件のみ。さらに、コストの削減根拠や割引率の設定根拠まで公表しているものは、それぞれ 1 件及び 2 件のみ、（ ）民間事業者を選定した際、民間事業者の事業計画に基づく V F M について、公表していないものが 20 件、算出自体を行っていないものが 12 件あることなど、客観性及び透明性が確保されているとは認め難い状況になっている。</p> <p>官と民とのリスク分担について、（ ）同種施設における同様のリスク項目の分担が事業間でまちまちになっている、（ ）アンケート結果によると、リスク分担の設定について官と民とで意見の相違があったとするものが、双方で 3 割以上あることなど、官民双方がリスク分担に苦慮している状況がみられる。</p> <p>民間事業者による公共サービスの提供状況や経営状況を公共施設等の管理者等が確認するモニタリングについて、（ ）施設の建設段階において完工確認が十分でなかったため、施設が破損し、負傷者が発生した事例が 1 件ある、（ ）P F I 事業の経理上の独立性が確保されていないものが 3 件あることなど、モニタリングが十分に行われているとは必ずしも認め難い状況がみられる。</p> <p>P F I 事業の発注や応募について、（ ）発注者が性能発注としたつもりであっても、民間事業者が仕様発注と認識し、その創意工夫の発揮が妨げられたとしているものが 15 件あること、（ ）民間事業者の提案費用の平均は約 3,400 万円に上っており、民間事業者から提案に要する負担の軽減を求める意見・要望があることなど、民間事業者の創意工夫の発揮や応募しやすい環境が、必ずしも十分整備されているとは認め難い状況がみられる。</p>

下表は、平成 20 年 9 月 30 日に内閣府が回答したものについて、21 年 3 月末現在で補正したものである。

勧告	政策への反映状況
<p>1 V F M 算出の客観性及び透明性を確保するため、次の事項を実施すること。</p> <p>(1) 公共施設等の管理者等における V F M の適切な算出が推進されるよう、V F M 算出の具体的な方法を示すなどガイドラインを充実させること、V F M 算出に係る事例を蓄積し、情報提供すること、コンサルタントへの委託の要否を検討する際に V F M を試算することや、コンサルタン</p>	<p>民間資金等活用事業推進委員会（以下「P F I 推進委員会」という。）（平成 20 年 7 月開催、以下同じ。）において、公共施設等の管理者等における V F M 算定の透明性の確保について検討を行い、特定事業選定時の V F M の評価結果及びその評価過程や評価方法を具体的に公表することなどの内容を盛り込んだ「V F M に関するガイドライン」の改定を行った。</p> <p>「P F I アニュアルレポート」（平成 20 年 2 月公表、以下同じ。）において、V F M 評価の時点、L C C の算出</p>

勧告	政策への反映状況
<p>トが算出したVFMをチェックすることができる知識を習得できる研修を開催することなど、VFM算出に係る支援方策を充実させること。</p> <p>(2) 特定事業の選定時においては、PSC、PFIのLCC、割引率等VFMの算出過程や算出方法を公表することについて、当面VFMガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること。また、民間事業者の選定時においては、選定事業者が決定された後、当該選定事業者の事業計画に基づくVFMが算出されるとともに、その算出方法を含め公表することについて、当面VFMガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること。</p> <p>(3) 独立採算型PFI事業の選定のための評価における需要予測及び収益性の積算に資する事例を蓄積し、情報提供すること。</p> <p>2 リスク分担が円滑に行われ、適切なリスク管理が行われるようにするため、リスク項目の分担内容及びその分担の理由を明示した事例を蓄積し、情報提供すること。また、事例蓄積を通じて、リスク分担及びリスク管理などリスクマネジメントを行う際に実務上必要な事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。</p> <p>3 施設の設計・建設段階でのモニタリング事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。また、SPCが設立されていない場合における選定事業者の経理上の独立性を確保する上で必要な事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。さらに、モニタリングの具体的な方法に関する事例を蓄積し、情報提供すること。</p>	<p>方法、割引率の設定方法、公共施設等の管理者等の体制についての実務的課題を整理し掲載するなど、VFM評価に関する情報提供を行った。</p> <p>なお、今後もVFM算定に係る事例を蓄積し、情報提供を図ることについて検討する予定である。</p> <p>今後、公共施設等の管理者等において、必要な専門的な知識を習得できる研修等の開催など、VFM評価に関する支援方策の充実を図る予定である。</p> <p>PFI推進委員会において、特定事業選定時等において、VFM評価結果を公表する際に、VFMの評価過程や評価方法を併せて公表することを定め、公表のための様式例を提示するとともに、PSC、PFI事業のLCC、VFMの値等を公表しない場合はその理由を明示するよう、VFM等の公表方法について「VFMに関するガイドライン」の改定を行った。</p> <p>「PFIアニュアルレポート」やホームページ等を通じて、「VFMに関するガイドライン」の趣旨の普及啓発を行った。</p> <p>また、今後「VFMに関するガイドライン」(平成20年7月改定)の趣旨の普及啓発を行う予定である。</p> <p>今後、独立採算型PFI事業の選定のための評価における需要予測及び収益性の積算に資する事例を蓄積し、「PFIアニュアルレポート」等に掲載するなど情報提供を行うよう検討する予定である。</p> <p>今後、リスク分担が円滑に行われ、適切なリスク管理が行われるようにするため、リスク項目の分担内容及びその分担の理由を明示した事例を蓄積し、情報提供を行うことについて検討する予定である。</p> <p>平成20年7月に開催されたPFI推進委員会において、資材価格の高騰や法令変更等に関するリスク分担の在り方について検討を行い、その成果を「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説(案)」として取りまとめた。今後、リスクマネジメントに関する調査を実施し、その結果を踏まえ、同委員会において、リスク分担の在り方等について検討を行う予定である。</p> <p>PFI推進委員会において、施設の設計・建設段階でのモニタリングについて検討を行い、選定事業者によるセルフモニタリングを的確に行うべきこと、重要な点について公共施設等の管理者等が直接関与することにより質を確保すること等の考え方を整理し、その成果を「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説(案)」として取りまとめた。</p> <p>なお、今後も同委員会において検討を行い、「契約に関するガイドライン」への反映などを行っていく予定である。</p> <p>今後、SPCが設立されていない場合における選定事業者の経理上の独立性を確保する上で必要な事項を検討する予定である。</p> <p>「PFIアニュアルレポート」において、モニタリング手法等に関する事例を掲載するなど情報提供を行った。</p> <p>今後もモニタリングの具体的な方法に関する事例を</p>

勧告	政策への反映状況
<p>4 民間事業者の創意工夫の発揮や応募しやすい環境を整備し、PFI事業として適切な審査を行うため、次の事項を実施すること。</p> <p>(1) 要求水準の明確化のための方策等性能発注の在り方に関する事項をより明確にするため、これを具体的にガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。</p> <p>(2) 募集内容を民間事業者に適切に伝えるために必要な質疑応答の機会及び期間の設定を公共施設等の管理者等が行うべきことについて、関係省庁連絡会議幹事会申合せの趣旨の周知を徹底するとともに、その具体的な手順を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。</p> <p>(3) 提案項目の絞り込み、要求水準の明確化、提案様式の標準化など提案に係る負担軽減策を講ずること。</p> <p>(4) 民間事業者から創意工夫が発揮された提案を引き出したり、民間事業者の提案費用に係る負担を軽減したりするために、公共施設等の管理者等が工夫した事例を蓄積し、情報提供すること。</p>	<p>蓄積し、情報提供を行うことについて検討する予定である。</p> <p>PFI推進委員会において、要求水準の明確化のための方策等性能発注の在り方について、公共施設等の管理者等の意図の明確化や業務要求水準書に対応する予定価格の設定のための方策等を検討し、その成果を「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)」として取りまとめた。</p> <p>なお、今後も同委員会において検討を行い、「要求水準書作成指針(仮称)」として取りまとめる予定である。</p> <p>募集内容を民間事業者に適切に伝えるために必要な質疑応答の機会等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ(平成18年11月)について、「PFIアニュアルレポート」やセミナー(平成20年3月開催)等を通じて、趣旨の周知徹底、普及啓発を行った。今後も、同幹事会申合せの趣旨の周知を徹底していくとともに、具体的な手順を明確にするための対策を検討する予定である。</p> <p>PFI推進委員会において、提案に係る負担軽減策について検討を行い、「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説(案)」において、事業契約に際しての考え方と条文例を提示するとともに、「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)」において、公共施設等の管理者等の意図の明確化や業務要求水準書に対応する予定価格の設定のための方策等を提示した。</p> <p>なお、今後も同委員会において検討を行い、それぞれ「契約に関するガイドライン」への反映、「要求水準書作成指針(仮称)」として取りまとめなどを行っていく予定である。</p> <p>「PFIアニュアルレポート」において、民間事業者の提案に関して、公共施設等の管理者等が工夫した事例を掲載するなど情報提供を行った。</p> <p>今後も公共施設等の管理者等が工夫した事例を蓄積し、情報提供を行うことについて検討する予定である。</p>

(注) 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。

(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html)

テーマ名	リサイクル対策に関する政策評価（総合性確保評価） （通知・公表日：平成 19 年 8 月 10 日）
関係行政機関	環境省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、財務省、厚生労働省

（注）「関係行政機関」欄には、総務省が法第 16 条第 2 項に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関のうち、直接意見に関係のあるものを記載した。

政策の評価の観点及び結果	
評価の観点	循環型社会形成推進政策について、関係行政機関による各種施策がどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
評価の結果	<p>(1) 天然資源の消費抑制に関する政策効果の発現状況 循環基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画（平成 15 年 3 月 14 日閣議決定。以下「循環基本計画」という。）に定める資源生産性（天然資源等投入量 1 t 当たりの実質 GDP 額）の向上の目標に対し、平成 16 年度は 12 年度に比べ 19.6%の上昇となっており、これまでのところ一定の効果がみられる。 しかし、天然資源等投入量の推移を天然資源の種類別にみると、化石燃料系資源及び金属系資源については、近年、増加する傾向を示しており、使用量の抑制が進展していない。</p> <p>(2) 環境負荷の低減に関する政策効果の発現状況 循環基本計画に定める廃棄物の最終処分量（埋立量）の削減の目標に対し、平成 16 年度は 12 年度に比べ 38.9%の減少となっており、これまでのところ一定の効果がみられる。 一方、平成 17 年度における我が国の廃棄物の処理（焼却、埋立等）に起因する温室効果ガスの排出量をみると、京都議定書の基準年である 1990 年（平成 2 年）に比べ 29.5%の増加となっている。</p> <p>(3) 廃棄物等の発生抑制（リデュース）に関する政策効果の発現状況 一般廃棄物の排出量については、廃棄物処理法に定める平成 17 年度の間目標 5,100 万 t に対し、17 年度は 5,273 万 t と目標未達成の状態を横ばいであり、発生抑制の効果が十分とは言えない。 産業廃棄物の排出量については、目標値内の水準で推移しており、これまでのところ一定の効果がみられる。</p> <p>(4) 循環資源の再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）に関する政策効果の発現状況 経済社会に投入される資源の全体量に占める循環利用量（再使用量及び再生利用量）の割合を表す指標として循環基本計画に定める循環利用率の向上の目標に対し、平成 16 年度は 12 年度に比べ 27%の上昇となっており、これまでのところ一定の効果がみられる。 しかし、資源有効利用促進法の指定再生利用促進製品や容器包装リサイクル法の再商品化義務の対象品目であるにもかかわらず、相当部分が分別収集・再生利用されることなく焼却や直接埋立等により廃棄されているのがみられた。</p> <p>(5) 廃棄物の適正処理の現況 一般廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、市町村に処理（収集・運搬・処分）の責任があるが、危険性、有害性等を理由に市町村による処理が行われていない品目は多岐にわたっている。こうした品目について、市町村では、専門の民間処理事業者等に引取を依頼するよう住民に対し周知・指導を行っているものの、その最終的な処理の実態については十分に把握されていない。</p> <p>(6) 国等及び地方公共団体における環境物品等の調達の現況 国等の機関の取組については、平成 17 年度の特定期調達品目（国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類）146 品目のうち、一定の基準を満たす物品等の調達率が 95%以上の品目は 135 品目であり、特定期調達品目全体の 9 割に達している。 また、地方公共団体の取組については、環境物品等の調達方針の作成、調達の目標値の設定などの取組は、規模の小さい団体ほど低調となっている。</p> <p>(7) 効率性の観点からの分析 市町村のごみ処理量 1 t 当たりのごみ処理費用については、全体の 6 割強の市町村において 2 万円以上 4 万円未満の範囲にある。また、一部事務組合を設立してごみ処理事業を実施している市町村の方が、設立していない市町村よりも 1 t 当たりごみ処理費用が低い。</p>

意見	政策への反映状況
<p>関係行政機関においては、今回の調査の過程で把握された以下の諸課題に十分に配慮し、今後の循環型社会形成推進政策の推進を図る必要があると考える。</p> <p>天然資源の消費抑制に係る評価指標の追加 天然資源のうち自然界での再生が不可能な化石燃料系資源及び金属系資源の消費を抑制するため、現行の資源生産性の指標に加え、新たに設定すべき指標として化石燃料系資源及び金属系資源の投入量に係る指標等を検討し、これを踏まえ、循環基本計画を見直すこと。</p> <p>環境負荷の低減に係る評価指標の追加 循環型社会形成推進政策の推進に当たっては、これと密接な関係にある地球温暖化対策等の分野との有機的な連携を図ることが必要である。循環型社会づくりの取組と脱温暖化社会づくりの取組を一体的に推進していくため、現行の最終処分量の指標に加え、新たに設定すべき指標として廃棄物の処理に起因する温室効果ガスの排出量に係る指標等を検討し、これを踏まえ、循環基本計画を見直すこと。</p> <p>廃棄物等の発生抑制（リデュース）の一層の促進 一般廃棄物の発生抑制に係る取組事例の収集・分析及び情報の提供 一般廃棄物の発生抑制に関し、廃棄物の処理に係る手数料を排出者から徴収する有料化の施策は、ごみの減量に最も効果のある施策の一つであるが、有料化施策の導入後、年月が経過するに従い効果が減減する、いわゆるリバウンドが発生する場合がある。地方公共団体の中には、多様な施策を組み合わせることで実施することにより、ごみの減量に成果を上げている事例がみられることから、地方公共団体による有効な取組事例を収集・分析し、関係者に積極的に情報の提供を行うとともに、国民の意識向上及び行動の促進を図るため普及・啓発を推進するこ</p>	<p>(循環基本法関係) 【環境省】 平成 20 年 3 月に循環基本計画を見直し(平成 20 年 3 月 25 日閣議決定。以下、見直した計画を「第 2 次循環基本計画」という。) 資源生産性については、次のとおり、目標を設定する主な補助指標及び推移をモニターする指標を新たに設定した。 非金属鉱物資源系資源(土石系資源)の増減が天然資源等投入量全体に与える影響が大きいことから、土石系資源の投入量を除いた天然資源等投入量あたりの資源生産性を、現行の資源生産性を補足するものとして、別途目標を設定することとし、平成 27 年度において約 77 万円/t とした。 化石系資源については、枯渇性資源であり特に効率的利用が求められること等から、化石系資源のみの投入量あたりの資源生産性を計測することとした。</p> <p>(循環基本法関係) 【環境省】 第 2 次循環基本計画において、環境負荷の低減について、次のとおり、目標を設定する補助指標等を新たに設定した。 平成 18 年 7 月に改定した京都議定書目標達成計画(平成 18 年 7 月 11 日閣議決定)に則り、廃棄物分野の排出削減対策の目標を設定することとし、平成 22 年度において、約 780 万 t-CO₂ の削減を目標とした。 廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量及び廃棄物として排出されたものの原燃料への再資源化や廃棄物発電等により代替される化石燃料由来の温室効果ガス排出量について計測することとした。</p> <p>(廃棄物処理法関係) 【環境省】 一般廃棄物の発生抑制を始めごみ処理の計画的な推進について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」(平成 20 年 6 月 19 日付け環廃対発第 080619001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知)において、市町村に対し、ごみの有料化と併せて、分別収集区分の見直しや資源ごみの集団回収への助成、排出抑制や再生利用に取り組む小売店等への支援などごみの排出抑制や再生利用を図るための有効な施策を例示して技術的助言を行った。 平成 20 年度及び 21 年度に、市町村における一般廃棄物の 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取り組みを推進するため、市町村による 3R 優良取組事例の収集・整理及び周知等を内容とした「市町村の 3R 化改革加速化支援事業」を実施している。(21 年度予算:1,900 万円)</p> <p>(容器包装リサイクル法関係) 【環境省】 平成 18 年 6 月の容器包装リサイクル法の改正を踏まえ、</p>

意見	政策への反映状況
<p>と。</p> <p>)廃棄物等の発生抑制に関する実態の把握及び取組目標の設定</p> <p> 廃棄物等の発生抑制に関しては、循環基本法において、優先順位が最も高い取組として位置付けられているが、現況に関する定量的なデータが十分ではなく、廃棄物等の発生抑制を促進するための政策手段や廃棄物等の発生抑制に関する目標が確立されていない分野がみられる。廃棄物等の発生抑制に関する実態を分野別に把握し、これを踏まえ、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定することにより、廃棄物等の発生抑制を促進すること。</p>	<p>次の取組を実施している。</p> <p>平成 18 年度に 3 R 推進環境大臣賞を創設し、容器包装廃棄物の 3 R の推進に資する優れた取組を行っている市民団体・事業者等を表彰。表彰を通じて、3 R 推進の奨励を図るとともに、優れた取組を広く紹介することにより 3 R の普及を図っている(20 年度までに 34 件の取組について表彰)。</p> <p>平成 19 年度に創設した容器包装廃棄物排出抑制推進員(愛称「3 R 推進マイスター」)制度を積極的に活用し、全国規模での普及啓発活動だけでなく、地域に根差した普及啓発活動を推進している(20 年度までに 91 名に委嘱)。</p> <p>(循環基本法関係) 【環境省】</p> <p>第 2 次循環基本計画において、一般廃棄物の減量化に関する取組指標を拡充強化し、次のとおり、目標を設定する指標及び推移をモニターする指標を新たに設定した。</p> <p>1 人 1 日当たりのごみ排出量(平成 27 年度までに平成 12 年度比で約 10%削減)</p> <p>レジ袋辞退率(マイバック持参率)、ごみ処理有料化実施自治体率、リデュース取組上位市町村</p> <p>(容器包装リサイクル法関係) 【環境省】</p> <p>平成 20 年 11 月、リデュースの取組の一つであるレジ袋削減について、地方公共団体における取組状況の調査を実施し、現状及び今後の取組の見込みを把握した。</p> <p>この結果、)都道府県の約 8 割、市町村の約 4 割が、有料化や特典提供方式(地域通貨(エコマネー)・商品券・割引券等と交換して、商品購入に利用できる制度)などの方法で、レジ袋削減の取組を実施していること、))のうち、レジ袋の有料化による削減取組については、3 県において県全域で有料化の一斉実施が行われており、個々の市町村では 16 都道府県下の 245 市町村で実施されていることが分かった。</p> <p>【環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省及び農林水産省】</p> <p>平成 18 年 6 月の容器包装リサイクル法の改正において、容器包装を年間 50 t 以上利用する指定容器包装利用事業者に定期報告義務を設け(平成 19 年 4 月施行。20 年度から報告を徴集)、排出抑制の取組等を把握している。</p> <p>(食品リサイクル法関係) 【農林水産省及び環境省】</p> <p>平成 19 年 6 月の食品リサイクル法の改正において、年間 100 t 以上の食品廃棄物等多量発生事業者に定期報告義務を設け(平成 19 年 12 月施行。21 年度から報告を徴集)、発生抑制の実施量を把握することとしている。</p> <p>また、食品廃棄物等の業種別の発生抑制の目標値を定めることとしており、農林水産省統計部が毎年度調査し、公表している「食品循環資源の再生利用等実態調査結果」及び)により把握される実態等を踏まえ、その具体化を検討している。</p> <p>(建設リサイクル法関係) 【国土交通省及び環境省】</p> <p>平成 20 年 12 月、社会資本整備審議会及び中央環境審議会(注)においてとりまとめられた「建設リサイクル制度</p>

意見	政策への反映状況
<p>循環資源の再使用（リユース）の一層の促進</p> <p>循環資源の再使用に関しては、現況に関する定量的なデータが十分ではなく、循環資源の再使用を促進するための政策手段や循環資源の再使用に関する目標が確立されていない分野が多い。循環資源の再使用に関する実態を分野別に把握し、これを踏まえ、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定することにより、循環資源の再使用を促進すること。</p>	<p>の施行状況の評価・検討について「とりまとめ」を基に、発生抑制の取組の推進について検討している。</p> <p>（注）社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会合同会合</p> <p>（循環基本法関係） 【環境省】 第2次循環基本計画において、次のとおり、リユースに係る取組の推移をモニターする主な指標を新たに設定し、実態を把握することとした。 レンタル・リース業の市場規模 詰め替え製品出荷率 中古品市場規模 リターナブルびんの使用率 「リユースカップ」導入スタジアム数等</p> <p>（容器包装リサイクル法関係） 【環境省】 容器包装廃棄物の3R推進に関して先駆的な地域の取組について、その効果を検証・発信することで全国的な取組を推進するため、平成18年度から「地域における容器包装廃棄物の3R推進モデル事業」を実施（21年度予算：1,083万円）。事業採択においては、リデュース、リユースの取組を優先的に採択している。</p> <p>また、平成20年3月から「ペットボトルを始めとした容器包装のリユース・デポジット等の循環的な利用に関する研究会」を開催し、ペットボトルを始めとした容器包装のリユースの促進について検討している。</p> <p>【経済産業省】 リターナブルびんの導入促進を図るため、平成19年度及び20年度に実証事業を実施（委託金額：19年度1,777万円、20年度1,114万円）するなど、リターナブルびんの利用を促進している。</p> <p>（家電リサイクル法関係） 【経済産業省及び環境省】 使用済家電（家電リサイクル法の対象機器）について、より多くの小売業者がリサイクル品との適正な仕分けに留意しつつリユース品の引取りを実施することを期待し、産業構造審議会及び中央環境審議会（注）の審議を踏まえ、「小売業者によるリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」を取りまとめ、平成20年9月に公表した。これを踏まえ、小売業者は自主的にリユース・リサイクル仕分け基準を作成し適切に運用していくこととされている。</p> <p>（注）産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度に関するリユース等適正排出促進手法検討会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器のリユースとリサイクルのための適正引渡に関する専門委員会合同会合</p> <p>【環境省】 平成21年度に、家電リサイクル法に基づく製造業者等による処理が行われていない対象品目の処理実態調査等を行うため「使用済家電の流通実態・処理実態の透明化及び適正化推進事業」を実施する予定である。（21年度予算：1,141万円） 平成21年度に、省エネ型製品のリユースの推進など、</p>

意見	政策への反映状況
<p>循環資源の再生利用（リサイクル）の一層の促進</p> <p>循環資源の再生利用の促進の観点から、資源有用性の高い品目として関係法令の対象とされているにもかかわらず、その相当部分が分別収集又は再生利用されないまま、焼却や直接埋立て等により廃棄されている品目がある。これらの品目については、関係法令の枠組みを活用すること等により、効率的な分別収集・再生利用を確保すること。</p> <p>循環資源の再生利用に関する現行の目標が既に達成されているにもかかわらず、その後の見直しが行われていない分野等については、再生利用の進展状況を踏まえ、目標の水準、指標の設定の</p>	<p>電気電子機器の適正なリユース促進事業を展開するため「電気電子機器のリユース推進事業」を実施する予定である。（21年度予算：532万円）</p> <p>（建設リサイクル法関係） 【国土交通省及び環境省】 平成20年12月、社会資本整備審議会及び中央環境審議会においてとりまとめられた「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について とりまとめ」を基に、建設資材等の再使用の総合的な取組について検討している。</p> <p>（廃棄物処理法） 【環境省】 廃棄物処理法に基づく広域認定制度（廃棄物の処理を当該製品の製造事業者等が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他適正な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する地方公共団体ごとの許可を不要とする特例制度）において、平成20年度末までに、一般廃棄物73件、産業廃棄物169件が認定されている。 また、平成20年10月、廃印刷機及び廃携帯電話用装置について、効率的な再生利用等を推進するとともに、再生又は処理しやすい製品設計への反映を進めること等のため、「広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物（平成15年11月環境省告示第131号）」の一部を改正し、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物に追加した。</p> <p>（容器包装リサイクル法関係） 【環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省及び農林水産省】 平成18年6月の容器包装リサイクル法の改正において、市町村の分別収集による再商品化の合理化への寄与の程度を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みを創設（平成20年4月施行）し、効率的な再商品化を推進している。 また、ペットボトルとして分別収集、再商品化されるものとして、しょうゆ加工品、みりん風調味料等のペットボトル容器を追加（平成20年4月施行）した。</p> <p>（家電リサイクル法関係） 【経済産業省及び環境省】 平成20年12月、家電リサイクル法施行令を改正し、対象機器として液晶テレビ、プラズマテレビ及び衣類乾燥機を追加した（平成21年4月施行）。</p> <p>（その他の施策） 【経済産業省及び環境省】 平成20年12月から、使用済小型家電（携帯電話、デジタルカメラ、ポータブルオーディオプレーヤー等）からの適正かつ効果的なレアメタルのリサイクルシステムの構築を目的として、「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」を開催し、使用済小型家電の回収モデル事業の実施方法と効率的回収方法等を検討している。</p> <p>（資源有効利用促進法関係） 【経済産業省】 資源循環の再生利用目標値については、資源有効利用促進法等で目標値を規定するとともに、産業構造審議会廃棄物処理・リサイクルガイドラインにおいて、35品目・18業種が自主的に設定している目標値のフォローアップを</p>

意見	政策への反映状況
<p>在り方などについて必要な見直しを行うこと。</p> <p>循環資源の再生利用に関する目標が設定されていない分野については、定量的な目標等を設定することにより、循環資源の再生利用を促進すること。</p> <p>特定家庭用機器廃棄物の再商品化等料金については、各製造業者等により再商品化の取組に差異がみられるにもかかわらず、各大手家電製造業者等において、同額に設定されており、また、エアコンを除く3品目については、法施行時から変更されていない。再商品化等料金について適切性及び透明性の確保を図る観点から、</p>	<p>行うことで、循環資源の再生利用を促進している。対象品目・業種については平成 21 年度中に見直しを行う予定である。</p> <p>(家電リサイクル法関係) 【経済産業省及び環境省】 平成 20 年 12 月、再商品化等基準の見直し等を内容とする家電リサイクル法施行令の改正を行い、平成 21 年 4 月から、エアコンは 60% から 70% へ、冷蔵庫・冷凍庫は 50% から 60% へ、洗濯機は 50% から 65% へ変更することとした。</p> <p>(食品リサイクル法関係) 【農林水産省及び環境省】 平成 19 年 11 月、食品リサイクル法に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(平成 19 年 11 月 30 日公表)を見直し、再生利用等実施率の目標について、食品関連事業者ごとに一律 20% 以上としていたものを改め、我が国全体で達成すべき水準を業種別に設定し、平成 24 年度までに、次の実施率目標を達成することを目標としている。</p> <p>食品製造業：85% (81%) 食品卸売業：70% (62%) 食品小売業：45% (35%) 外食産業：40% (22%)</p> <p>()内は平成 19 年度の統計実績。</p> <p>また、この業種別の実施率の目標を達成するため、各々の食品関連事業者に適用される実施率の目標を、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(平成 13 年 5 月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 4 号)で定めた。</p> <p>(建設リサイクル法関係) 【国土交通省及び環境省】 平成 20 年 12 月、社会資本整備審議会及び中央環境審議会においてとりまとめられた「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について とりまとめ」を基に、建設資材廃棄物の再資源化の取組について検討している。</p> <p>(自動車リサイクル法関係) 【経済産業省及び環境省】 平成 20 年 7 月より、産業構造審議会及び中央環境審議会(注)において、シュレッダーダストやエアバッグ類など再資源化の数値目標を含め、自動車リサイクル法の評価・見直しを実施しているところ。</p> <p>(注) 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG 及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会合同会議</p> <p>(家電リサイクル法関係) 【経済産業省及び環境省】 「適正な原価が再商品化等料金に反映される仕組みを確保すること」について、産業構造審議会及び中央環境審議会(注)がとりまとめた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成 20 年 2 月)」において、メーカーによる再商品化等費用の低減競争を促進するとともに、消費者の再商品化等料金・家電リサイクル制度に対する理解促進を通じた適正排出の促進を図るべきとの提言があったことを踏まえ、メーカーに再商品化等費用</p>

意見	政策への反映状況
<p>各製品の再商品化費用の内訳など再商品化等料金の設定根拠に関する情報の公開を義務付けること等により、適正な原価が再商品化等料金に反映される仕組みを確保すること。</p> <p>近年、アジア諸国の急速な経済成長による資源需要の増大を背景に、循環資源の国外流出が増加しており、国内のリサイクル体制への悪影響やリサイクル関連産業の停滞が懸念されているが、循環資源の国外流出の現況に関する定量的なデータは十分ではない。循環資源の国外流出の実態を把握するとともに、これを踏まえ、我が国における再生利用の安定的な実施を確保するために必要な取組を行うこと。</p> <p>環境負荷の大きい廃棄物の適正処理システムの確立 危険性、有害性等を理由に、市町村において処理が行われていない、環境負荷の大きい一般廃棄物の品目について、その処理の実態を把握するとともに、これを踏まえ、適正処理困難物の品目を拡充すること等により、市町村と関連事業者等の連携の下に適正な処理システムを早急に確立すること。</p>	<p>の実績とその内訳について定期的な報告を求めるとし、平成 19 年度実績について、平成 20 年 9 月に公表した。 また、上記提言を受け、一部の製造業者等において、資源相場の変動などを踏まえて、平成 20 年 11 月からエアコン、15 型以下のブラウン管テレビ、170 リットル以下の冷蔵庫・冷凍庫について、再商品化等料金が引き下げられた。 (注) 産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器ワーキンググループ及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合</p> <p>(容器包装リサイクル法関係) 【環境省】 平成 18 年 6 月の容器包装リサイクル法の改正において、「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」(平成 18 年 12 月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第 10 号)に、市町村が容器包装廃棄物を指定法人に円滑に引き渡すこと、指定法人に引き渡さず市町村独自処理を行う場合は十分な環境保全上の確認を行い住民に情報提供を行うこと等が盛り込まれた。基本方針の内容について、累次に渡り都道府県に通知するとともに、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議等における説明などで周知・徹底を図っている。また、市町村における使用済ペットボトルの分別収集の実施状況及び処理の実態を把握するため、平成 19 年度から「廃ペットボトルの輸出等市町村における独自処理に関する実態調査」を実施している(21 年度予算：452 万円)。</p> <p>【環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省及び農林水産省】 平成 20 年秋以降の国際的な景気低迷の影響による輸出予定であった使用済みペットボトルの国内滞留対策等として、20 年 12 月に、主務省は指定法人に対して追加申込みの受付、契約単価見直し等の対応を依頼した。これに対し、指定法人においては、追加申込みの受付、既存契約分の契約価格の調整等の措置が実施された。 ペットボトルについては、今後も PET くずの輸出の実態や効率性の向上を踏まえつつ、国内リサイクルの安定化に向けた制度の構築に努める予定である。</p> <p>(廃棄物処理法関係) 【環境省】 在宅医療廃棄物に関し、平成 19 年に調査、検討を実施し、その結果を受け、平成 20 年 4 月に「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」を都道府県に配布した。 平成 19 年度に、「適正処理困難廃棄物の排出・処理状況実態調査」(抽出 100 市区町村を対象に委託調査)を実施したところ、市町村では、危険性、有害性等を理由に、市町村において収集や処理が行われていない一般廃棄物のうち、農薬や塗料については、メーカーや販売店等へ問い合わせよう指導している、又は、あらかじめ対応可能な民間事業者のリストを作成し、住民からの問合せがあった場合に受入先を紹介するなどの取組が行われていた。 こうしたことから、現時点では危険性、有害性等を理由に、市町村において処理が行われていない一般廃棄物のうち、農薬や塗料の処理について特別な処理システムを設けることが必要な状況にはないと考えている。</p>

意見	政策への反映状況
<p>環境物品等の調達の一層の推進 環境物品等の調達に関しては、取組が進展していない地方公共団体に対し、環境物品等の調達方針の作成などの取組を促進・支援するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>(グリーン購入法関係) 【環境省】 平成 20 年 3 月、グリーン購入の取組が進んでいない地方公共団体にも無理なくグリーン購入を始めることができるように、「小規模地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」を改定するとともに、20 年度は、地方公共団体、事業者等に対し、普及・啓発のためのグリーン購入法基本方針説明会を全国 10 カ所で開催した。 平成 19 年度(7 月及び 11 月)、20 年度(5 月、21 年 3 月)に、環境物品の調達に関して、行政、地元の事業者、住民等によるネットワークが組織されることを目的としたグリーン購入地域ネットワークの構築を推進するために、地方公共団体、消費者、事業者等に対し、情報提供や啓発のためのセミナーを開催した。</p>

(注) 1 「政策の評価の観点及び結果」欄及び「政策への反映状況」欄の用語は、次のとおり。

- ・「循環基本法」：循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）
- ・「廃棄物処理法」：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・「資源有効利用促進法」：資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・「容器包装リサイクル法」：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年第 112 号）
- ・「家電リサイクル法」：特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）
- ・「食品リサイクル法」：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
- ・「建設リサイクル法」：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・「自動車リサイクル法」：使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）
- ・「グリーン購入法」：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・「家電リサイクル法施行令」：特定家庭用機器再商品化法施行令（平成 10 年政令第 378 号）

2 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。
(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html)

イ 評価の結果の政策への反映状況（前回報告の状況及びその後の状況）

テーマ名	少年の非行対策に関する政策評価（総合性確保評価） (通知・公表日：平成 19 年 1 月 30 日)
関係行政機関	内閣府、国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省

(注)「関係行政機関」欄には、総務省が法第 16 条第 2 項に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果
<p>評価の観点 少年の非行対策について、関係行政機関の各種施策(注)がどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価 (注) 関係施策が多岐にわたるため、施策の対象や目的に着目し、施策群単位に整理</p> <p>評価の結果 上記施策群のうち、国全体として効果を発現していると推測できる状況にはないものが 3 施策群(不良行為少年への対応、初発型非行の防止対策及び再非行(再犯)の防止対策)、一定の効果を発現していると推測できる状況にあるものが 2 施策群(いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策及び薬物乱用防止対策)があるが、いずれにおいても施策実施上の課題がみられる。 なお、不良行為少年への対応及び初発型非行の防止対策の各指標については近年改善の兆しがうかがわれる一方、いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策の指標については、その数値が近年連続して増加しており、今後の動向に留意する必要がある。また、昨今の一連のいじめによる自殺事件等を踏まえると、いじめの問題への取組の一層の推進が強く求められる状況にある。 関係 5 府省において、個別施策の単位や評価等のための一定の単位で施策のフォローアップが行われているものの、薬物乱用防止対策を除き、必ずしも高い実施率とはなっておらず、全体的なフォローアップとして不十分な状況がみられる。</p>

下表の「政策への反映状況」の□で囲んだ箇所(その後の状況)は、前回報告(平成 20 年 6 月 13 日)以降に関係行政機関がとった措置である。

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>関係 5 府省においては、今後の少年の非行対策を実施するに当たり、青少年育成推進本部等の下、引き続き少年の非行対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、特に次の取組を推進する必要がある。</p>	<p>関係行政機関は、評価の結果を踏まえ、次のとおり政策への反映を図っている。</p> <p>)少年非行の現状に適切に対処するため、14 歳未満の少年に係る事件の警察の調査権限の整備、14 歳未満(おおむね 12 歳以上)の少年の少年院送致を可能にすること、保護観察に付された少年が遵守すべき事項を遵守しない場合の措置の導入、保護観察所や少年院の長が、少年の保護者に対する指導、助言等の措置をとることができることを明確にする規定を設けることなどを内容とする少年法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 68 号)が、第 166 回通常国会で成立し、19 年 11 月 1 日に施行された。</p> <p>)内閣府は、学校が夏休みに入る毎年 7 月を「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」と定め、関係省庁、都道府県、市区町村、民間団体等と連携しながら総合的な非行防止活動を展開している。</p> <p>平成 19 年度においては、本政策評価の指摘も踏まえ、重点課題として、「不良行為少年への的確な対応」、「初発型非行の防止」、「再非行(再犯)の防止」、「いじめ・暴力行為等の問題行動の防止」及び「薬物乱用対策等の推進」を取り上げ、青少年の規範意識の醸成及び社会環境の浄化等を図るための取組(講演会、街頭キャンペーン等による広報・啓発活動の実施、街頭補導活動の強化等)を関係機関の連携の下に集中的に実施した。</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>国全体としては効果を発現していると推測できる状況にはない3施策群にあっては、特に次の課題への取組を強化すること。また、効果を上げている取組事例に関する情報提供などにより、地域の関係機関の連携の下、地域社会と一体となって総合的かつ集中的に施策が実施されるよう必要な支援を行うこと。</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不良行為少年への対応 ・ スポーツや音楽、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動等に打ち込める機会の提供など少年の居場所の確保 	<div data-bbox="718 219 1428 526" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 20 年度においても、本政策評価の指摘も踏まえ、重点課題として、19 年度に引き続き、「不良行為少年への的確な対応」、「初発型非行の防止」、「再非行(再犯)の防止」、「いじめ・暴力行為等の問題行動の防止」及び「薬物乱用対策等の推進」を取り上げ、青少年の規範意識の醸成及び社会環境の浄化等を図るための取組(講演会、街頭キャンペーン等による広報・啓発活動の実施、街頭補導活動の強化等)を関係機関の連携の下に集中的に実施した。</p> </div> <p>関係行政機関は、施策群ごとに、以下の取組を実施している。</p> <p>また、効果を上げている取組事例に関する情報提供について、内閣府では、今般、「少年非行事例等に関する調査研究」において、少年非行、特に再非行少年をめぐる情勢が極めて厳しくなっている状況の中、再非行少年に対する的確な処遇等が重要な課題であるとの認識から、再非行防止対策の現状と課題等について検討を行い、平成 20 年 3 月に、関係各機関等の連携強化による再非行防止対策や立ち直り支援対策等の一層の推進に活用できるよう報告書を取りまとめたところであり、今後、国、都道府県等の関係機関に情報提供することとしている。</p> <div data-bbox="718 1008 1428 1086" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>当該報告書については、平成 20 年 7 月以降、国、都道府県等の関係機関に情報提供した。</p> </div> <p>不良行為少年への対応</p> <p>不良行為少年への対応については、次のような取組を実施している。</p> <p>警察庁は、関係機関や少年警察ボランティア(少年の健全な育成のための活動を行うボランティア)と連携し、不良行為少年に対する街頭補導活動を強化するとともに、少年柔剣道教室をはじめとする各種スポーツ活動、環境美化活動などの社会奉仕活動、少年サポートセンターを中心とした少年の居場所づくりを推進した。</p> <div data-bbox="718 1456 1428 1601" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 20 年度においても、関係機関や少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動を推進するとともに、社会奉仕活動、社会参加活動やスポーツ活動の取組を推進した。</p> </div> <p>文部科学省は、少年の居場所の確保等のため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 19 年 9 月に実施した都道府県教育委員会等の生徒指導担当者の会議において、警察等関係機関との連携により非行防止教室の内容等を充実していくよう周知徹底 <div data-bbox="718 1825 1428 1971" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 20 年 6 月に実施した都道府県教育委員会等の生徒指導担当者の会議において、警察等関係機関との連携により非行防止教室の内容等を充実していくよう周知徹底</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒が専門的な教育相談を受ける体制を整備するため、平成 18 年度から、すべての公立中学校にスクールカウンセラーを配置できる経費を措置するとともに、20 年度からは、公立小

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>初発型非行の防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 初発型非行少年の多数を占める中学生、高校生のそれぞれの段階において、警察、店舗等の協力を得て、万引き等の初発型非行が犯罪であるとの認識を深めさせ、それらの行為を思いとどまるという規範意識を身に付けさせること。 店舗の防犯対策など万引き等をさせにくい環境づくり 	<p>学校にも配置できる経費を措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>スクールカウンセラーの公立小学校への配置については、平成 20 年度 1,105 校から 21 年度 3,650 校へ拡充する経費を措置</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度から、社会福祉等の専門的知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用するための調査研究を実施 平成 20 年度に、少年に新たな社会活動の場を開拓する取組や地域社会全体で少年の立ち直りを支援する体制づくりに関する調査研究を実施し、その成果を全国に普及する「非行等青少年のための立ち直り支援推進事業」を実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>平成 20 年度は、当該事業を 4 地域で実施するとともに、21 年度も引き続き実施</p> </div> <p>なお、刑法犯少年・触法少年（刑法）の検挙・補導人員（0 歳から 19 歳までの人口 1,000 人当たりの人数）は、平成 17 年の 6.0 人から、18 年は 5.5 人、19 年は 5.1 人、20 年は 4.7 人となっている。</p> <p>初発型非行の防止対策 初発型非行の防止対策については、次のような取組を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察庁は、少年の規範意識を醸成するため、関係機関等と連携した非行防止教室等の開催を推進するとともに、事業所の防犯基準（警察庁策定）等に基づき、引き続き店舗の防犯対策を推進した。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>平成 20 年度においても、学校と連携して行う非行防止教室、薬物乱用防止教室等の開催により、少年の規範意識の向上を図った。また、警察 O B その他専門知識を有する人材を、学校における生徒指導等を支援するスクールサポーターとして中学校等に派遣する取組を拡充するとともに、店舗の防犯対策を推進した。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 文部科学省は、少年の規範意識の醸成等のため、以下の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 9 月の都道府県教育委員会等の生徒指導担当者の会議において、非行防止教室の内容等を充実していくよう周知徹底（再掲） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>平成 20 年 6 月の都道府県教育委員会等の生徒指導担当者の会議において、非行防止教室の内容等を充実していくよう周知徹底（再掲）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度から、非行少年等のための関係機関とのネットワークを活用した早期からの支援の充実方策等について実践的な研究を行う「問題を抱える子ども等の自立支援事業」を実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>平成 20 年度においては、当該事業を 426 地域で実施するとともに、21 年度も、引き続き事業を行うための経費を措置</p> </div> <p>なお、初発型非行少年の検挙・補導人員（0 歳から 19 歳までの人口 1,000 人当たりの人数）は、平成 17</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>再非行(再犯)の防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審判不開始・不処分となった非行少年や保護観察等が終了した者に対する学習、就労等の機会の提供など地域社会における立ち直り支援 <p>また、国全体としては一定の効果を発現していると推測できる状況にある2施策群にあっては、更に効果を発現させる観点から、特に次の課題への取組を強化すること。 (課題)</p> <p>いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全校的ないじめの把握、学校と家庭・地域との連携の一層の 	<p>年の4.4人から、18年は4.0人、19年は3.7人、20年は3.3人となっている。</p> <p>再非行(再犯)の防止対策 再非行(再犯)の防止対策については、次のような取組を実施している。) 警察庁は、非行や犯罪被害等の問題を抱えた少年を個別に支援するため、警察、学校、児童相談所などの担当者がチームを構成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、個々の少年の問題状況に応じた的確な少年への指導・助言を実施する少年サポートチームの取組を推進した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成20年度においても、少年サポートチームの取組を推進したほか、少年サポートチームの効果的な運用を図るため、文部科学省と合同で、都道府県警察や関係機関・団体の実務担当者等に対する研修を実施した。</p> </div> <p>) 法務省は、平成20年6月1日に施行された更生保護法(平成19年法律第88号)を円滑に運用し、同法により整理・充実された保護観察における遵守事項を適切に運用することなどによるめりはりのある強じんな保護観察の実施及び更生保護に関する民間ボランティアの活動を促進することなどによる官民協働態勢の強化を図ることとしている。) 法務省及び厚生労働省は、少年院、保護観察所等と公共職業安定所が連携し、少年院在院者・出院者及び保護観察に付された少年に対する就労支援事業(職業相談・職業紹介、協力雇用主の開拓、職場体験講習、試行雇用奨励金の支給等)を、引き続き実施した。当該事業による平成19年度の就職件数は2,043件(平成18年度1,438件)となっている(件数は成人を含む。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成20年度においても、当該事業を引き続き実施した。</p> </div> <p>) 文部科学省は、平成20年度に、「非行等青少年のための立ち直り支援推進事業」を実施することとしている(再掲)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成20年度は、当該事業を4地域で実施するとともに、21年度も、引き続き実施することとしている(再掲)</p> </div> <p>なお、刑法犯少年の再犯者数(14歳から19歳までの人口1,000人当たりの人数)は、平成17年の4.6人から、18年は4.4人、19年は4.2人、20年は3.9人となっている。</p> <p>いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策 いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策については、次のような取組を実施している。) 警察庁は、いじめ事案に適切に対応するため、学</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>推進</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめや暴力行為が多発する中学校の段階、特に中学1年生になる段階における対応 	<p>校等関係機関と連携しつつ、いじめに起因する事案の早期解決、被害少年への支援の取組を推進した。</p> <div data-bbox="715 280 1428 421" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成20年度においても、同様の取組を推進したほか、少年や保護者等からの相談を通じて、いじめ等の早期発見が図られるよう必要な指導や助言を行うなどの少年相談の取組を推進した。</p> </div> <p>)法務省は、以下の施策を実施し、引き続き、いじめ、不登校、児童虐待をはじめとする子どもの人権問題に関する相談体制の充実・強化を図った。</p> <div data-bbox="715 555 1428 763" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>その結果、潜在化しやすいいじめや児童虐待などの子どもをめぐる人権問題について、人権相談を端緒として、救済手続の開始につながり、被害者の救済に資することができた(平成20年いじめ・体罰・児童虐待の人権侵犯事件救済手続開始件数:約2,800件)。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 専用相談電話「子どもの人権110番」をフリーダイヤル化(平成19年2月。平成19年受付実績:約2万3,000件、20年受付実績:約2万1,400件) 「インターネット人権相談受付窓口」を開設(平成19年2月。平成19年度受付実績:約1,000件、20年受付実績:約2,100件) 小中学生から手紙でいじめ等の相談に応じる「子どもの人権SOSミニレター」を実施(平成19年度受付実績:約1万3,000件。平成20年度は、当該レターを全国の小中学生全員に配布) <p>)文部科学省は、全校的ないじめの把握等のため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度から、すべての公立中学校にスクールカウンセラーを配置できる経費を措置するとともに、20年度からは、公立小学校にも配置できる経費を措置(再掲) <div data-bbox="715 1346 1428 1518" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成20年度においては、スクールカウンセラーを公立小学校へ配置するとともに、21年度においては、公立小学校への配置を、20年度1,105校から3,650校へ拡充する経費を措置(再掲)</p> </div> <div data-bbox="715 1541 1428 1682" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度に、スクールソーシャルワーカーを活用するための調査研究を実施するとともに、21年度においても引き続き実施するための経費を措置(再掲) </div> <ul style="list-style-type: none"> 「平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成19年11月公表)から、いじめられた児童生徒の立場に立った、より実態に即した把握ができるよう、いじめの定義を見直すとともに、学校がいじめを認知するに当たっては、アンケート調査の実施など児童生徒から直接状況を聞く機会を設けるよう要請

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>薬物乱用防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 増加傾向にある大麻やMDMA等錠剤型合成麻薬の乱用防止 	<div data-bbox="715 219 1428 577" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 20 年度においては、「平成 19 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成 20 年 11 月公表)の結果を受けて、暴力行為への対応について、各学校や教育委員会が、未然防止と早期発見・早期対応の取組や警察や児童相談所等の関係機関と連携した取組を進めるとともに、暴力行為を起こす児童生徒に対し、毅然とした指導を行う必要があることや、いじめを認知するに当たっては、アンケート調査の実施など児童生徒から直接状況を聞く機会を必ず設けるよう改めて通知</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度から、「問題を抱える子ども等の自立支援事業」を実施(再掲) <div data-bbox="715 678 1428 790" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 20 年度においては、当該事業を 426 地域で実施するとともに、21 年度も引き続き実施するための経費を措置(再掲)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 中学校の段階で多発するいじめや暴力行為を未然に防止するため、平成 20 年度から、小学生期における適切な人間関係の構築方法等に係る優れた教育実践等に関する調査研究等を内容とする「いじめ未然防止に向けた社会性育成事業」を実施 <div data-bbox="715 1021 1428 1133" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 20 年度は、当該事業を 30 地域で実施するとともに、21 年度も引き続き実施するための経費を措置</p> </div> <p>なお、いじめに起因する事件の検挙・補導人員(小学生、中学生、高校生の合計の 1,000 人当たりの人数)は、平成 17 年の 0.023 人から、18 年は 0.032 人、19 年は 0.032 人、20 年は 0.022 人となっている。また、校内暴力事件の検挙・補導人員(同)は、平成 17 年の 0.096 人から、18 年は 0.102 人、19 年は 0.101 人、20 年は 0.105 人となっている。</p> <p>薬物乱用防止対策 薬物乱用防止対策については、次のような取組を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察庁は、薬物の危険性・有害性について正しい認識を持たせ、規範意識を醸成するため、関係機関等と連携した薬物乱用防止教室の開催を推進した。 <div data-bbox="715 1621 1428 1756" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 20 年度においても、当該教室の開催を推進するとともに、薬物乱用防止広報車を活用するなどにより、家庭・地域に対する広報啓発活動の取組を推進した。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 文部科学省は、大麻やMDMA等錠剤型合成麻薬等の薬物乱用を防止するため、薬物乱用防止教室の開催や薬物乱用防止シンポジウムの開催等を内容とする「薬物乱用防止教育推進事業」を引き続き実施するとともに、平成 19 年度の新規事業として、薬物乱用防止に関する効果的な指導方法等に関する調査研究を内容とする「薬物乱用防止等に関する学校・地域連携推進事業」を実施した。

意見	政策への反映状況 (前報告の状況及び その後の状況)
<p>施策の目的・目標、その達成状況を測るための指標を整理した上で、個別施策や、施策の対象・目的に着目した施策の固まりごとに、関係指標の動向等に基づき、フォローアップを行うとともに定期的に見直すこと。</p>	<div data-bbox="715 219 1428 427" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 20 年度においては、「薬物乱用防止教育推進事業」を引き続き実施した（薬物乱用防止教室の講師に対する講習会の実施、薬物乱用防止シンポジウムの 2 か所での実施等）。平成 21 年度には、大学生向けの啓発資料の作成を行うこととしている。</p> </div> <p>)厚生労働省は、薬物乱用を防止するため、引き続き、以下の施策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬物乱用防止キャラバンカーが専門の指導員（麻薬取締官OB）とともに学校等を巡回する薬物乱用防止教室を開催（平成 19 年度 952 か所開催（4 月から 12 月）、20 年度 918 か所開催（同左）） 啓発事業として、「不正大麻・けし撲滅運動」、「『ダメ、ゼッタイ。』普及運動」及び「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」を主催し、全国約 600 か所での街頭キャンペーン等を実施。また、平成 19 年度には、大麻やMDMA等の乱用防止啓発読本を作成し、全国の中学 1 年生に配布（123 万部） <div data-bbox="715 846 1428 1014" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 20 年度においては、「不正大麻・けし撲滅運動」等の啓発事業を主催し、全国約 520 か所での街頭キャンペーン等を実施。また、大麻やMDMA等の乱用防止啓発読本を作成し、全国の中学 1 年生に配布（119 万部）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 保健所等に薬物相談窓口を開設し、薬物に関する一般的な相談に応じるとともに、精神保健福祉センターにおいて、保健所等では対応が困難な相談指導をはじめ、薬物関連問題の知識の普及、薬物関連問題を有する家族を対象とした家族教室等を実施 <div data-bbox="715 1243 1428 1323" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 20 年度においても、同様の取組を引き続き実施</p> </div> <p>なお、薬物乱用少年の検挙・補導人員（0 歳から 19 歳までの人口 1,000 人当たりの人数）は、平成 17 年の 0.10 人から、18 年は 0.06 人、19 年は 0.06 人、20 年は 0.05 人となっている。</p> <p>施策のフォローアップについては、関係府省は、できるだけ個別施策の達成状況を測るための指標を設定した上でフォローアップを行い、施策の定期的な見直しを行うこととした。</p> <p>内閣府は、総合的な非行防止活動として展開している「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」の実施に当たり、青少年を取り巻く社会情勢や課題等を踏まえて、毎年の重点課題を設定している。</p> <div data-bbox="715 1776 1428 1856" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 20 年度においても、同様の取組を引き続き実施した。</p> </div> <p>文部科学省は、平成 20 年度以降の政策評価においては、以下のような各種の取組等を個別に取り扱うことを通じて、施策の固まりごとに、適切にフォローアップを行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校・家庭・地域社会が一体となって、学校における暴力行為・いじめ等の問題行動及び不登校を解決する取組の充実を図れるよう、教育相談体制や不登校対

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
	<p>策のほか、学校を挙げた生徒指導体制や問題を抱える児童生徒の個々の状況に応じた支援に関する取組等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非行等の問題を抱える青少年の立ち直りを支援するよう、活動の場の構築状況や同様の取組の実施状況など青少年の居場所づくりに関する取組 ・ 児童生徒が健康で安全な学校生活を送ることができるよう、学校保健(薬物乱用防止教育を含む。)、食育・学校給食、学校安全に関する取組 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 20 年度の政策評価において、以下のような各種の取組等を個別に取り扱うことを通じて、施策の固まりごとに、フォローアップを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の問題行動等への適切な対応に関する取組等について、施策全体に共通する評価指標をたてて評価し、おおむね目標を達成したとの評価を行い、暴力行為、いじめ、不登校などの児童生徒の問題行動等は引き続き教育上の大きな課題であることから、教育相談体制の整備や関係機関と連携した取組を一層進めることとした。 ・ 地域ボランティア等の関係団体と連携・協力し、体験活動等を行うことが出来る継続的活動の場を構築する取組に関して、継続的な活動のための居場所の構築状況などに基つき評価を行い、この評価結果を受けて、平成20年度以降も引き続き新たな社会活動の場を開拓する取組や地域社会全体での立ち直りを支援する事業を行うこととした。 ・ 薬物乱用防止教育をはじめとする学校保健に関する取組について、「薬物等に対する意識調査」における調査結果等に基つき評価を行い、この評価結果を受けて、引き続き取組の充実を図っていくこととした。 </div> <p>なお、内閣に設置する青少年育成推進本部において、「青少年育成施策大綱」の見直しの一環として、平成 19 年度に、少年非行対策の実施状況についてもフォローアップを行った。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>また、同本部において、平成 20 年 12 月に、青少年育成施策の一層の推進を図るため、青少年の立場を第一に考える、社会的な自立と他者との共生を目指して、青少年の健やかな成長を支援、青少年一人一人の状況に応じた支援を社会総がかりで実施、を基本理念とした新しい「青少年育成施策大綱」を策定した。</p> </div>

(注) 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。
(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html)

(政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動)

表 18 - 4 総務省における政策の評価の実施状況等

ア 審査(政策評価のやり方の点検)

各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査の平成 20 年度における実施状況は、次のとおりである。

(ア) 各行政機関が概算要求に関連して行った政策評価を対象に、具体的な点検項目を設定した上で、行政機関ごとの政策評価を個別に点検する個別審査を実施した。個別審査の対象とした政策評価は、研究開発、公共事業、政府開発援助及び規制の 4 分野を除く一般政策に関する 16 の行政機関に係る 761 件(実績評価方式 276 件、事業評価方式 485 件)であり、平成 20 年 11 月 20 日に審査結果を関係行政機関に通知し、公表した。

個別審査の結果を踏まえつつ、行政機関横断的に政策評価の実施状況の整理・分析を行うとともに、行政機関ごとに政策評価の取組の状況等について整理・分析を行い、今後の課題を提起した。審査の対象とした政策評価は、個別審査の対象とした 761 件を含む 17 の行政機関に係る 4,036 件(注)であり、審査結果を「政策評価の点検結果」として平成 21 年 3 月 31 日に関係行政機関に通知し、公表した。

(注) 審査結果については、翌年度以降各行政機関が行う政策評価の改善に資するため、平成 15 年度から、年度内に取りまとめて、関係行政機関に通知し、公表することとしている。このため、20 年度の審査については、平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに各行政機関から送付を受けた評価書を対象とした。

審査を通じて把握した今後の課題の概要は、次のとおりである。

実績評価方式を用いた政策評価では、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定すること等政策評価の質の向上に向けた取組を引き続き推進していくことが必要である。

なお、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、平成 14 年度 34%(471 件の政策評価中 161 件)、15 年度 50%(500 件の政策評価中 250 件)、16 年度 56%(488 件の政策評価中 271 件)と年々増加し、17 年度と 18 年度は、55%(441 件の政策評価中 241 件)、57%(407 件の政策評価中 233 件)と横ばいであったが、19 年度は 71%(318 件の政策評価中 226 件)と上昇し、20 年度は 75%(276 件の政策評価中 208 件)と更に上昇している。

事業評価方式を用いた政策評価では、新規に開始しようとする政策のうち、国民生活や社会経済に与える影響が大きいもの、多額の費用を要するものについては、積極的に事前評価を行うよう努めることが必要である。また、事前評価を行った政策などについて、事後の評価・検証を行うことが必要である。

総合評価方式を用いた政策評価では、合理的な調査・分析手法を選択するなど、政策評価の設計を十分に検討することが必要である。

研究開発を対象とする政策評価では、必要性、効率性、有効性の評価項目を明らかにするなど、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成 20 年 10 月 31 日内閣総理大臣決定)に沿った評価を行うことが必要である。

個々の公共事業についての政策評価では、評価手法の一層の充実を図ること、直近の人口動態等を踏まえた厳正な需要予測を行うことや、費用対効果分析に用いられたデータや関係情報について情報公開や情報へのアクセスの利便性の確保を図っていくことが必要である。

個々の政府開発援助についての政策評価では、事前評価において、特に効率性の観点からの評価を充実させることや、直接的な効果を特定しておくことが望まれる。

規制の政策評価では、規制緩和の場合においては緩和後の規制の必要性を説明すること、分析の対象とする期間として個別の事例に応じた適切な期間を明示的に示していくこと、費用及び便益は可能な限り定量化又は金銭価値化して算定した上で両者の関係について可能な限り定量的な手法を用いて分析することなどが必要である。

- (イ) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定)に基づく平成 19 年度予算における成果重視事業に係る政策評価について、審査を実施した。成果重視事業に係る政策評価の定着と今後の評価の質の向上に資する観点から、その取組や実施状況の把握・解明を通じて、基本的・共通的な課題を提起した。対象とした政策評価の件数は、15 の行政機関に係る 63 件であり、平成 20 年 11 月 20 日に審査結果を関係行政機関に通知し、公表した。

成果重視事業に係る政策評価の審査を通じて把握した今後の課題の概要は、次のとおりである。

目標の達成度合いの判定方法・基準、予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果、目標設定の考え方を始めとして、政策評価として備えるべき事項を評価書において明らかにするよう引き続き努力する必要がある。

成果重視事業に係る政策評価が他の政策に係る政策評価から明確に区分されていないものは、成果重視事業としての実効性の向上を図るため、成果重視事業に係る政策評価を明確に区分して行う必要がある。

イ 認定関連活動(政策評価の内容の点検)

法第 12 条第 2 項の規定による政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価については、基本方針において、()各行政機関が実施した政策評価のうち改めて政策評価が行われるべきもの又は社会経済情勢の変化等に的確に対応するために政策評価が行われるべきものに関する評価の実施の必要性の認定、()の結果に基づき政策評価を実施すべき旨を通知した場合において当該行政機関にゆだねては評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認めるときに実施すべき評価に取り組むこととされている。

各行政機関が実施した政策評価のうち評価結果の妥当性に疑問が生じたものについて、妥当性の確認のため事実関係の把握・整理を行う認定関連活動を実施した。なお、法第 12 条第 2 項の規定による評価を行ったものはなかった。

平成 20 年度においては、まず、前回の「政策評価の点検結果」を公表した平成 20 年 3 月 28 日の時点では、評価結果の妥当性を確認するための事実関係の把握・整理が終了していなかった 3 の行政機関に係る 5 件の政策評価について、引き続き事実関係の把握・整理を進め、その取組結果を「政策評価の内容点検の結果」として平成 20 年 6 月 16 日及び 21 年 1 月 15 日に公表した。また、次のとおり、疑問が生じた 11 の行政機関に係る 45 件(延べ 49 件(注))の政策評価について事実関係の把握・整理を行い、その取組結果を「政策評価の点検結果」として 21 年 3 月 31 日に公表した(事実関係の把握・整理を行った 45 件の政策評価のうちの主なものの概要については、261 ページから 270 ページまでを参照)。

(ア) 公共事業(17 件(延べ 19 件(注)))

便益算定の前提となる需要予測の妥当性に疑義があるもの(4 件)

便益算定に際しての評価方法の妥当性に疑義があるもの(7 件)

便益算定に用いられているデータ等の信頼性に疑義があるもの(7 件)

マニュアルの適用の妥当性に疑義があるもの(1 件)

(イ) 一般政策 (28件 (延べ30件(注)))

目標の達成度合いが低調であるにもかかわらず、その原因分析が行われていないと考えられるもの (10件)

設定されている指標が専ら政策の執行の状況をとらえており、政策効果に着目した指標の設定が必要と考えられるもの (4件)

あらかじめ設定した指標による効果の測定が行われていないと考えられるもの (2件)

判断基準・指標等の設定について改善が必要と考えられるもの (10件)

測定指標等の状況と評価結果の結び付きの説明について改善が必要と考えられるもの (1件)

その他 (3件)

(注) 一つの事例が複数の「疑問の種類」に該当するものがあり、「疑問の種類」ごとにそれぞれカウントした場合の事例数は、延べ49件(公共事業延べ19件、一般政策延べ30件)となる。

これらの取組を通じて政策評価に関する事実関係が明らかになるとともに、改善すべき点がみられたものについては、()政策評価のやり直し、()公共事業評価の評価手法の改善、()適切な指標の設定、()評価書の修正などを指摘し、各行政機関において改善措置が執られることとなった(疑義が解明され、透明性が向上したものを含む。)

また、今後の評価の質の向上に向けて、平成20年度の取組の結果見いだされた一般的な課題を整理した。その概要は、次のとおりである。

(ア) 公共事業

便益算定の前提として需要予測等を行う場合には、当該予測等が現実的なものとなっていることが必要である。

仮想市場評価法(CVM)を用いて便益を算定するに当たっては、その精度の厳格性を確保するよう留意することとし、()支払意思額の設定に当たって、事前調査を行って実態を踏まえるか、他の調査を適切に参考にすること、()調査範囲については、広範なものとするにより便益が過大に算定されることのないよう、実態を踏まえて適切な範囲を設定することなどが必要である。

便益算定に当たっては、データの算定範囲が過大になったり、不足したりすることのないよう留意することが必要である。

(イ) 一般政策

指標が専ら政策の執行状況をとらえるもののみになっている場合は、政策効果を把握できるものを設定するよう改善する。

目標の達成度合いが低調であるような場合は、なぜ低調な達成度合いにとどまったのかについての十分な原因分析を行う。

指標について、評価対象政策の効果を説明するものとして十分なものを設定するという点に留意することが必要である。

公共事業に係る政策評価の内容の点検の結果(概要)

○ 便益算定の前提となる需要予測の妥当性に疑義があるもの

水道水源開発施設整備事業(増田川ダム)(群馬県)[厚生労働省]

(事業の概要)

群馬県安中市を事業主体とし、増田川に建設する増田川ダムに参画することにより、5,000m³/日の水道水を確保する事業

(評価の概要)

- ・ 費用便益比(B/C)=1.20(総便益(B):22.8億円、総費用(C):18.3億円)
- ・ 将来の水需要増加に対応するため、増田川ダムへの参画水量を5,000m³/日とするとしているが、その具体的な根拠について、安中市の再評価書上は不明
- ・ 平成19年12月の群馬県公共事業再評価委員会において安中市は、将来の水需要の増加要因として企業誘致による工場用水量の増加を挙げているが、具体的な需要水量については不明
- ・ 安中市の1日最大給水量及び工場用水量は14年度以降横ばい傾向

《平成14～19年度の安中市の給水人口及び1日最大給水量》

年度	給水人口(人)	1日最大給水量(m ³ /日)	うち工場用水量(m ³ /日)
14	65,052	38,750	5,738
15	64,984	38,634	5,782
16	64,684	37,975	5,523
17	64,237	36,123	5,389
18	63,761	38,022	5,763
19	63,395	38,483	5,377

横ばい傾向

《水需給計画(平成22年度)》

給水人口(人)	1日最大給水量(m ³ /日)(A)	1日最大取水量(m ³ /日)(A)	供給量(既存水源)(m ³ /日)(B)	不足水量(m ³ /日)(A-B)
62,688	44,960	47,292	42,303	▲4,989

【総務省の疑問点】

- 将来の水需要予測を行うに当たって、安中市の給水人口は今後減少していくと予測しているにもかかわらず、企業誘致による工場用水量増加等のため、供給水量は将来的に5,000m³/日不足すると予測しているが、その算出根拠は評価書上不明



【対応方針】

- 参画水量5,000m³/日の算出根拠、需要水量の主な増加要因である工場用水量開発見込み水量(2,938m³/日)の推計方法、及び進出予定企業の業種や進出時期など増加を見込む具体的な根拠が明らかになされた。

- 本件の水需要予測の前提となる増田川ダム建設計画については、今後、群馬県公共事業再評価委員会において再評価が行われることが予定されており、その結果を踏まえて増田川ダム建設計画が見直される可能性があることから、改めて評価を行うことを検討することが必要。総務省としても今後の動向を引き続き注視

○便益算定に際しての評価方法の妥当性に疑義があるもの

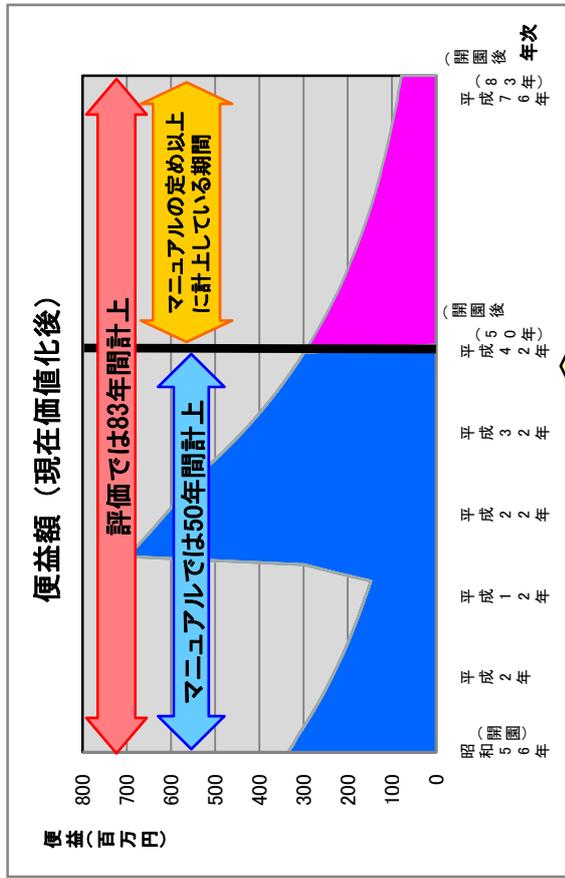
羽生水郷公園整備事業(埼玉県)[国土交通省]

(事業の概要)

昭和56年に開園、平成5年度に都市計画が変更され、公園面積53.6haの総合公園に整備(事業期間:平成5年度～26年度、総事業費92億円)

(評価の概要)

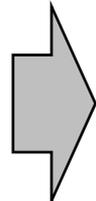
費用便益比(B/C) = 1.07(総便益(B): 238億円、総費用(C): 224億円)



マニュアルにおいて、プロジェクトライフは「**供用開始から50年間**」としているが、本事例では当初開園時の昭和56年から、整備完了から50年後となる平成76年までの**83年間の便益と費用を計上**

【総務省の疑問点】

○「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」では供用年度から50年間をプロジェクトライフとして便益と費用を計上するとされているにもかかわらず、当初開園時の昭和56年から、整備完了から50年後となる平成76年までの83年間の便益を計上しており、便益が過大に算定されているおそれがあるのではないか。



【対応方針】

○ 費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」で示されたプロジェクトライフの考え方に基づき、平成21年度中に再度評価が行われる。

○便益算定に用いられているデータ等の信頼性に疑義があるもの

国営かんがい排水事業「香川用水土器川沿岸地区」(香川県) 〔農林水産省〕

(事業の概要)

農業用水の安定供給、効率的利用と、地域用水機能の増進を図るため、老朽化した用水路の改修及び新設
(総事業費:150億円、工期:平成20～28年度)



(評価の概要)

- 総費用総便益比(B/C)=2.31
(総便益額(B):882億円、総費用(C):381億円)
- 便益の算定における作物生産効果:事業を実施した場合(「事業ありせば」)と実施しなかった場合(「事業なかりせば」)の作物生産量の比較により年効果額を算定

マニュアルでは、用水施設の更新整備における「事業なかりせば」の場合の水稲の単収は、「陸稲」の単収を用いることとされている。

事前評価時における陸稲の単収の算定
四国地方の最近5年間の農林水産統計データの平均単収

(単位: kg/10a)

年次	四国地方
H13	...
H14	123
H15	125
H16	-
H17	-
平均	124

1市2か年分のみのデータで算定

105市町村における5年分のデータで算定

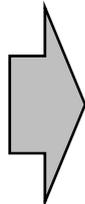
土地改良事業計画書策定時における陸稲の単収の算定
中国及び四国地方の5年分の農林水産統計データの平均単収

(単位: kg/10a)

年次	中国地方	四国地方	中国四国地方平均
H9	178	133	156
H10	187	134	161
H11	171	137	154
H14	174	123	149
H15	157	125	141
平均	173	130	152

【総務省の疑問点】

- 本事業の事前評価における陸稲の単収の算定に当たっては、1市の2か年分のみの作付実績のデータを用いて算定
- 本事業の土地改良事業計画書の策定に当たっては、一定範囲の複数の市町村における5か年分のデータを把握して陸稲の単収を算定
- 本事業の事前評価の時点においても、より広範囲における5か年分のデータを用いるなど、十分なデータを用いた上で単収を算定すべきではないか。



【対応方針】

- 本事業の事前評価に用いた陸稲単収については、他の作物と同様に最近5か年の面積加重平均単収を用いるとの考え方に基つき、本地区が位置する四国地方の統計資料により最近5か年に把握しうる2か年分の数値が大きな変動のないものであること、異常気象年のものではないこと、過去の実績からみて平均的な数値であることを確認した上で用いたものであることを確認し、疑義が解明され透明性が向上した。
- 事前評価の実施に際しては、今後とも精度の維持・向上に努める旨の認識が示された。

○便益算定に用いられているデータ等の信頼性に疑義があるもの

里土地区画整理事業(埼玉県)[国土交通省]

(事業の概要)

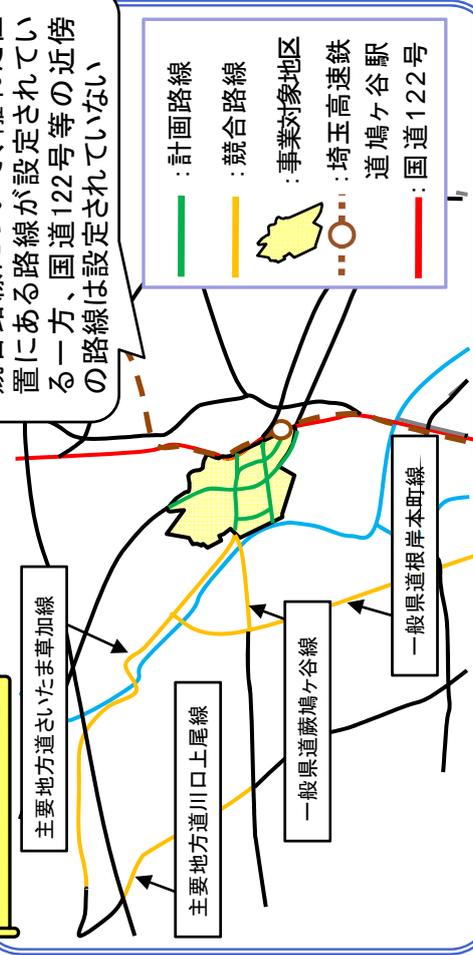
埼玉高速鉄道線鳩ヶ谷駅の西側に近接する地区において、公共施設の整備を図るもの(事業期間:平成元年度~25年度、総事業費:376億円)

(評価の概要)

費用便益比(B/C)=3.5(総便益(B):443億円、総費用(C):126億円)

競合路線の設定

競合路線について、離れた位置にある路線が設定されている一方、国道122号等の近傍の路線は設定されていない



— : 計画路線
— : 競合路線
 : 事業対象地区
— : 埼玉高速鉄道
○ : 鳩ヶ谷駅
— : 国道122号

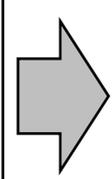
交通量の変化

		大部分の交通量が転換すると推計	
		延長(km)	将来交通量
東西路線	計画路線	鳩ヶ谷流山線等2路線	0 台/日 → 25,940 台/日
	競合路線	主要地方道さいたま草加線	11,889 台/日 → 587 台/日
	一般県道蕨鳩ヶ谷線	15,398 台/日 → 760 台/日	
南北路線	計画路線	大宮東京線等4路線	0 台/日 → 28,726 台/日
	競合路線	主要地方道川口上尾線	24,200 台/日 → 4,051 台/日
	一般県道根岸本町線	10,301 台/日 → 1,724 台/日	

【総務省の疑問点】

○ 本事業の街路整備効果に係る費用便益比の算定について、以下の点において不正確なものとなっているのではないか。

- 競合路線の設定について
 - 事業対象地区の設定から離れた位置にある路線が設定されている一方、国道122号等の近傍の路線は設定されていないこと
 - 延長が計画路線の延長に比べて長くなって、いる路線が見られること
- 交通量推計について、整備完了後に競合路線の交通量の大部分(東西路線で約95%、南北路線で約83%)が計画路線に転換すると推計根拠が不明確
- 評価の基準年次(平成19年)より前の街路建設費について、現在価値化せずに費用計上



【対応方針】

○ 費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、平成18年度以前に発生していた街路建設費を現在価値化して計上した上で、21年度末までに再度評価が行われる。

一般政策に係る政策評価の内容の点検の結果(概要)

○目標の達成度合いが低調であるにもかかわらず、その原因分析が行われていないと考えられるもの

地域経済の活性化の推進(地域新規産業創造技術開発費補助事業(補助)、新規産業創造技術開発費補助事業(補助))(経済産業省:実績評価)

(政策の概要)

地域の新産業・新事業の創出を図るため、中小企業等の新分野進出やベンチャー企業の新規創業といったリスクの高い技術開発の支援

(評価の概要)

- ・ 目標：事業のアイデア、構想を具現化する新商品の開発を支援し、事業化率(注)35%を目指す。
(注) 事業化率は、技術開発終了後3年以内の事業化件数(累積値)／技術開発終了件数(累積値)である。

- ・ 目標の達成状況：平成16年度末時点で見ると、事業化率は目標値である35%にはやや及ばないものの、堅調に推移しており、目標はほぼ達成されているものと考えられる。

表 技術開発終了件数、事業化件数及び事業化率の推移 (単位:件、%)

指標	年度	14	15	16	17	18
技術開発終了件数	~平成	373	442	502	571	634
事業化件数		130	150	167	182	183
事業化率		34.9	33.9	33.3	31.9	28.9

目標値を下回っており、かつ減少傾向

技術開発終了後3年を経過していないため、参考値であるとして、分析されていない

【総務省の疑問点】

- 平成14年度から16年度にかけて事業化率が目標値を下回っており、かつ減少傾向となっているが、堅調に推移とされている。
- 平成17年度及び18年度の事業化率については、技術開発終了後3年が経過していないことから、確定値ではなく、参考的な扱いであるとして、その動向について分析が行われていない。



【対応方針】

- 平成14年度から16年度の事業化率については、堅調に推移としている点について評価書が修正される。
- 平成17年度及び18年度の事業化率については、技術開発終了後3年を経過していないため、今後増加する見通しである旨が評価書に追記される。

○目標の達成度合いが低調であるにもかかわらず、その原因分析が行われていないと考えられるもの

環境・経済・社会の統合的向上(環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成)(環境省:実績評価)

(政策の概要)

様々な主体と連携しつつ、様々な場において、すべての主体に対して、学校・家庭・地域コミュニティが連携した質の高い効果的な環境教育・環境学習を行うことで、自発的・主体的に取り組む意識を醸成する。

(評価の概要)

指標の一つである「環境カウンセラーの登録者数(累計)」について、平成18年度政策評価書では、「目標年:H18年度 目標値:5,500人」としていたが目標値を達成することはできなかった。本年もその目標値(5,500人)に達していないが、進捗状況が芳しくないことについて、昨年度から引き続き原因分析を行っておらず、さらに本年度報告書では目標年をH22年度に延長した上で、「目標に向けて進展があった。」と評価している。

(環境カウンセラーの登録者数(累計)[人])

H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標年	目標値
3,611	3,900	4,169	4,380	4,528	H22年度	5,500

(環境省政策評価書から抜粋)

【平成18年評価書での目標】

目標年:H18年 目標値:5,500人

未達成にもかかわらず原因分析なし

【総務省の疑問点】

- 「環境カウンセラーの登録者数」についての目標への進捗状況が思わしくない原因を分析した上で評価を行うべきではないか。



【対応方針】

- ①本来環境カウンセラーとして高い能力を持つ人材が既に認定されており、新たな人材の成長を待たねばならない時期に移行した、②国際の環境教育変化を受けて、新たな審査基準を導入したため受験者数が減少したという目標未達成の原因、及びそれに基づいた今後の方針が明らかになった。

- 環境省から、今後は、目標の達成状況が低調である場合は、その原因を分析した上で評価を行う旨の認識が示された。

○ 設定されている指標が専ら政策の執行の状況をとらえており、政策効果に着目した指標の設定が必要と考えられるもの

化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること

(実績評価：厚生労働省)

(政策の概要)

最新の科学的知見を踏まえ、急性毒性作用がある物質について毒物又は劇物に指定。また、毒物又は劇物の製造、輸入又は販売を行う事業者に対する登録の義務づけ、登録業者を含む業務上取扱者に対する立入検査等の規制を行い、毒物及び劇物の適正な管理を推進

(評価の概要)

- 個別目標1「毒物・劇物の適正な管理を推進すること」に係る指標として「毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物の指定のための調査件数」及び「毒物・劇物営業者等に対する立入検査件数」を設定

政策の執行状況を捉えるのみで、政策効果に着目していない

＜指標の状況＞

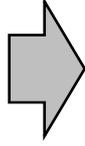
	H15	H16	H17	H18	H19
毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物の指定のための調査件数	3	3	2	3	2
毒物・劇物営業者等に対する立入検査件数	43,941	42,527	39,613	36,453	集計中

厚生労働省の評価書より抜粋

- 個別目標1に関する評価では、「行政側としては限られた人員の中で、事故の発生状況、過去の立入頻度又は違反状況等を考慮し、効率的かつ効果的な立入検査を行っている。」、「効率的かつ効果的に毒物及び劇物の適正な管理の推進に向けた取組がなされていると評価できる。」としており、主に行政活動の実施状況から評価結果を導いている。

【総務省の疑問点】

- 「毒物・劇物の適正な管理を推進すること」をより適切に評価するためには、平成17年度の認定関連活動において当省が指摘したとおり、立入検査による改善効果を含めて評価すべきではないか。



【対応方針】

- 平成17年度の認定関連活動における当省の指摘を受けて、都道府県にアンケート調査を行い、立入検査の改善率の集計を行っていることが明らかになった。
- 次年度の指標として違反改善率に係る指標を設定して評価を行うことが検討される。

○あらかじめ設定した指標による効果の測定が行われていないと考えられるもの

我が国金融・資本市場の国際化への対応（実績評価：金融庁）

（政策の概要）

内外から資金・情報・人材が幅広く集積する、魅力ある質の高い金融・資本市場の構築に向けた取組を推進

（評価の概要）

○ 測定指標として①「我が国金融・資本市場の国際化に関するステディググループ」の開催・検討状況等」、②「世界の金融・資本市場に占める日本のシェア（時価総額ベース）」、③「各国取引所の時価総額比較」、④「対外・対内証券投資額」及び⑤「各国取引所における内外の上場企業数の推移」を設定し、評価書の「現状分析及び外部要因」の欄で各指標について分析

《分析例 各国取引所における内外の上場企業数の推移》

	1997年末	2002年末	2007年末
東京証券取引所	1,865社	2,153社	2,414社
うち外国企業	60社(3.2%)	35社(1.6%)	25社(1.0%)
ニューヨーク証券取引所	2,626社	2,366社	2,297社
うち外国企業	355社(13.5%)	472社(19.9%)	421社(18.3%)
ロンドン証券取引所	2,513社	2,824社	3,307社
うち外国企業	467社(18.6%)	382社(16.8%)	719社(21.7%)

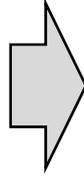
金融庁の評価書より抜粋

指標の分析結果ではなく、行政活動の実施状況から評価

○ 一方で、評価内容をみると、各指標の達成状況の分析結果ではなく、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立、日中の金融監督当局等との定期協議等、行政活動の実施状況から「B（当該年度の想定状況に對し、想定どおりの状況には至っていないが、一定の成果が上がっている場合）」と評価

【総務省の疑問点】

○ あらかじめ設定した測定指標（「各国取引所における内外の上場企業数の推移」等）の達成状況の分析・検証結果を踏まえて評価結果を導くべきではないか。



【対応方針】

○ 評価書の「現状分析及び外部要因」における各測定指標の分析・検証結果に基づき、「さらなる取組が必要」であることから「B」との評価結果を導いたことが明らかになった。

○ また、「『評価結果』において、測定指標を踏まえた分析・記述が十分ではないと考えられるため、今後の評価において改善を図るなど、実効性ある政策評価の実施に努める」との認識が金融庁から示された。

○判断基準・指標等の設定について改善が必要と考えられるもの

防災に関する普及・啓発（内閣府：実績評価）

（政策の概要）

「防災の日」及び「防災週間」の趣旨を踏まえ、国民を対象にした普及啓発活動（防災ポスターコンクール、防災フェアの開催等）を行い、広く国民が、台風、地震等の災害についての認識を深め、これに対する備えを充実強化する。

（評価の概要）

「防災フェア」への参加者数やアンケート結果等が指標として設定されているが、国民における具体的な防災対策の実施状況に関する指標は未設定

この点については、家具の固定など大地震に備えてとっている対策の実施状況について世論調査が行われている。

また、平成20年版防災白書（平成20年6月内閣府）では、国民の防災意識と行動のギャップについての課題が示されているところ。

大地震に備えて「家具や冷蔵庫などを固定し、転倒を防止している」と回答した割合の推移（％）

平成3年7月	7年9月	9年9月	11年6月	14年9月	17年8月	19年10月
8.5	12.7	14.0	13.9	14.8	20.8	24.3

大地震に備えて家具等の固定をしている人の割合は、ここ数年、地震による被害が頻発していることもあって上昇傾向にはあるものの、なお30%未満（防災白書より）

【総務省の疑問点】

- 本政策は、国民を対象にした普及啓発活動を行い、広く国民が、台風、地震等の災害についての認識を深め、これに対する備えを充実強化するものであるが、国民における具体的な防災対策の実施状況に関する指標は設定されていない。

世論調査結果などを活用し、国民の防災意識と防災行動に関する指標を設定して評価を行うべきではないか。



【対応方針】

- 同様の世論調査が行われる場合は、その結果を活用した指標の設定の可能性について検討される。

また、防災フェアの来場者アンケート等において、当該事業への評価のみならず、できる限り一般的に防災意識の変化や防災行動への意向を調査するなど、必要な改善を図り、同調査結果を活用した指標の設定の可能性について検討される。

○判断基準・指標等の設定について改善が必要と考えられるもの

国際社会で主体的に行動することができる能力の基礎を育成するために国際理解教育を推進する体制を整備するとともに、「英語が使える日本人」の育成のための行動計画に基づき、「英語が使える日本人」を育成する体制を確立する
(文部科学省：実績評価)

(政策の概要)

国際理解教育を推進する体制を整備するとともに、「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」(平成15年3月31日文科科学省)に基づき、新教育課程の推進等により英語教育を改善

(評価の概要)

行動計画で定める事項のうち、学校教育において児童・生徒が英語を学習するための体制の整備に関する指標を設定。当該体制を整備した結果を図る指標として「生徒の英語力」を設定

これらの指標が同行動計画策定当初より向上していることから評価結果を「A(想定どおり達成・概ね順調に進捗)」としているが、「生徒の英語力」に関する2指標については、同行動計画における目標水準に達していない状況

行動計画の目標水準は未達成にもかかわらず、指標の伸びで評価

指標の内容		行動計画における目標水準	19年度実績
生徒の英語力 (英検3級程度(中学生)又は英検2級程度(高校生)の英語力を持つ生徒の割合)	中学生	卒業者の平均(注)	32.4%
	高校生		30.3%

(注)「卒業者の平均」とは、具体的には、卒業者の5割が卒業段階で身につけていることが望ましい英語力のこと

【総務省の疑問点】

- 行動計画に基づき学校教育において児童・生徒が英語を学習するための体制を整備した結果を図る指標として「生徒の英語力」を設定しているが、行動計画における目標水準は未達成
- 行動計画は平成19年度が計画期間の最終年度となっているため、本政策の達成目標の達成度合いについては、指標の伸びではなく、同行動計画における目標の最終的な達成度合いに基づいて評価を行うべきではないか。



【対応方針】

- 行動計画における目標の達成度合いに基づいた評価を行うため、生徒の英語力を指標とし、行動計画における目標水準の達成状況を判断基準とした評価に改められ、評価書が修正される。